

平成22年3月10日(3)

開議 10時02分

○議長 秋成茂信君

おはようございます。只今の出席議員は16名でございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問2日目を行います。順次、質問を許可します。

最初に、健友会の質問を行います。古川哲也議員、お願いいたします。

○8番 古川哲也君

おはようございます。昨日と打って変わって静かな議場の雰囲気の中で、我々会派の質問をさせていただきます。我々会派は、8項目の質問を今回、出しておりますが、私のほうからは、3点、質問させていただきます。

8月に、総選挙が終わり、9月に民主党政権ができ、今までとシステムがガラッと変わり、今まで継続してきたことが、ころっと変わって、なかなか将来を見据えることが難しい現実ですが、まず、私からは、職業訓練センターについて、ご質問をいたします。

まず、市長と財務課長、まちづくり課長、3名の方に質問いたします。

職業訓練センターの意義というものは、どういうものであるかということ、3名の方に答弁して頂きたいと思っております。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

私のほうから、まず、歴史と経緯と総体的なことを申し上げたいと思っております。

今から30年前に、豊前地域の過疎的な地域でございますが、雇用の場、そして企業が立地のために、こういう豊前職業訓練センターをつくったわけでございます。

福岡県下で久留米、北九州、福岡、そして、我が豊前ということで、沢山ある中で、よく作ったなということでございますが、そういう出発でございます。

このときに、職業安定所の能徳の移転、そして体育館の建設、野球場の建設、ミニグラウンドと、いろいろできた中における、この件でありました。地元の県議、また、参議院議員等も相当努力したわけでありまして、この30年弱、頑張っているわけでございます。豊前にできたのは、そういうような経緯。また、近年は自動車150万台推進の中核的な地域で、底を打ちましたので、またこれからもなると思っておりますので、そういうことを含めまして、存続をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

職業訓練センターにつきましては、この地域に福岡県北部、それと大分県の北部にあた

っては、私どもの1箇所しかないということで、大変重要な施設と考えております。これは、今回の事業仕分けの中で、廃止の方向になるということについては、やはり地元としては、解せないというふうに考えております。国において様々な雇用対策をやっている中で、雇用のミスマッチ等が起こっている中で、その雇用の職業を訓練するセンターを廃止するというのは、私どもにとっては受け入れられないような、そういう考えの中で、今後、対応等を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 秋成茂信君

まちづくり課長。

○まちづくり課長 福丸和弘君

豊前の地域職業訓練センターは、中小企業労働者や求職者等の方を対象にした、各種の職業教育訓練を行う事業主団体や、事業主の方々に施設を提供するほか、公共団体等の団体が、地域住民に対して行う多様な教育訓練を行う場として利用できるもので、地域における教育訓練の振興を図ることを目的に設立されております。そういうことで、昨年未から急遽、国の事業仕分けの結果として、国から廃止を通達され、非常に戸惑っている状況であります。

現在は、職業訓練センター存続に向けて、国や関係機関等に、廃止撤回の要望書を出しているところでございます。この豊前の訓練センターは豊前のみならず、京築地域や大分県北部からの利用者も多数あり、現在の雇用状況のもとでは、非常に重要な施設でありますので、今後も訓練センターが存続できるよう、関係機関に存続の要望を出しているところでございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○8番 古川哲也君

今、3名の方にご答弁頂きました。3名の方も共通認識して、継続すべきと、廃止の撤回を求めるというようなご答弁を頂きました。

何故かという、皆さん、資料を持っていると思いますが、平成19年11月に地域職業訓練センターについては、事業実績が改善しなければ廃止も含め、そのあり方を見直す、これまで自民党政権のときであります。平成20年2月、国の通知で、平成20年度から3年間を改善期間と設定し、最終年度、平成22年度の実績目標。施設利用率50%以上、かつ利用延べ人数60%以上等、豊前の職業訓練センターでは、1万8000人以上であったそうであります。21年3月に再度、国が通知をした。

平成20年度から21年12月までを事業改善期間とする。21年4月から12月の実績目標、施設利用率50%以上、かつ利用延べ人数60%以上、これは4月から12月までですので、職業訓練センター豊前では、1万3500人以上。目標達成できない地域センターは、機構の業務としては廃止することとし、自治体への譲渡を促進すると。

そのときに、21年4月から12月までの利用実績は、施設利用率62.6%、利用延べ人数1万5693人、この2つとも利用実績を超しているんですよ、目標から。

それでも、昨年21年12月25日、クリスマスの日、国の通知で地域センター設置及び運営は、平成22年度末で機構を廃止する。建物の譲渡を希望する自治体等に関しては、これを譲渡する。有償でということで、国の通知があったということでもあります。

私が、何故こんなことを言うかということ、今まで、国は、こういうような利用実績がなければ改善期間をしています。それをクリアしたにもかかわらず、鶴の一声というか、厚生労働省の政務三役でしょう、鶴の一声で、このセンターを全国一律に廃止するということになった。これは私は非常に理解不能というか、理解できないことだと思います。

市長はさっき答弁で、北九州や久留米、大都会にあって豊前にあるということで、当時、頑張ったんだなという答弁を頂きましたが、やはり都会と田舎では、全然違うと思うんですよ。これは去年の資料なんですけど、本年度も先月でしたか、新聞のチラシに職業訓練センターの資格、技能取得講座案内というのが出ております。中には、ガス溶接、アーク溶接、固定式クレーンの運転、または、フォークリフトの運転、玉掛技能講習等々、その下は、電気工事士や2級土木施設管理技師を受けさせてくれるんですよ。

なんでかということ、北九州や久留米はセンターがなくなっても専門学校が多々あります。そういう所で受けることが可能であります。しかし、この京築管内唯一の職業訓練センター、その間に京築には代わりに、そういう教えて頂ける施設がない。こういう所で私は理解できないということではありますが、市長、その認識は、どうお考えになりますか。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

歴史的に、もうひとつ加えて申し上げるならば、今から10年ぐらい前は、受講者が7000人ぐらいと厳しかったんですが、豊前市は888万円の補助金を出し、県も888万円出しております。そういうことでしたが、今、1万5000人になっております。

エリアとしましては、今から数年前まで、宇佐に訓練センターがありましたが、宇佐はもう廃止されて宇佐の方も相当来ております。宇佐、中津、そして行橋にも支店があるという状況です。今、全国で60何ぼあります。

都会地以外にユニークな所も相当あるわけですので、豊前としましては、特に自動車産業の関係も含めまして、漸くやっていける状況でしたので、都会と田舎、特に、この地域は違うということも、東京に行った時に、県を越えても頑張っていると、今申し上げているところであります。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○8番 古川哲也君

私は、国会議員の先生にお願いして、内閣に対して質問書を出して頂いた資料を頂きました。その中を見ますと、3点、質問をしているんですね。

1点が、これは八戸の職業訓練センターのことですが、定足数、豊前と一緒にですね。稼働率も達している。人員も達している。それなのに何で廃止なのか。目標を上回る実績を残しながら活用されているにも関わらず、鳩山内閣において、一律に廃止してしまうというのは、余りにも乱暴すぎる対応と考えているが、如何かということが1点と、2点は、目標をクリアした実績を残しながら活用されている施設、センターは、国の責任で継続して運営すべきではないかということが2点。

もう1つ、今の状況を強く反映している質問であります。リーマンショック以降、世界的な経済の混乱が生じている中、我が国では9月16日、鳩山内閣が発足し、前政権の補正予算の執行を止め、その後の11月20日、日銀がデフレ経済の宣言をした中で、これらの施設やセンターを廃止した場合の影響を、どのように考えるかということ、3点、質問状を出して答えが返ってきております。

その中の1番については、地方公共団体が、その運営の継続を希望する場合には、当該団体への譲渡が円滑に進むよう努力しているところである。余りにも乱暴すぎる対応というのは指摘に当たらない。2は、情報処理技能者養成施設及び地域職業訓練センターについては、地域における労働者の職業能力の開発、及び向上を目的とする施設であることから、可能な限り、その運営を地方公共団体等に委ねていくべきであると考えている。

3つ目ですが、地域における労働者の職業能力の開発及び向上に、一定程度、影響が生じることも考えられる所、そのような事態を避けるため、1について述べたように努力をしているほか、公共職業訓練等の充実や、事業主の実施する職業能力開発への支援に取り組んでいるところである、ということの答弁を私、頂きました。

そこで、平成22年度廃止ということになっている。これが覆るかどうかというのは、今からでしょうが、そのときに、地方公共団体で譲渡すると強く希望を望む所は、ということを書いておりますが、市長、もしこのセンターを国がなくすということになったら、豊前市の地方公共団体が、それを引き受けるようにするというお考えでしょうか。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

その前に、12月18日までは、民主党政権でも続けていけるということでありましたが、25日の会議で、三者、代議員と長妻大臣と局長と、そういうことで鶴の一声で決まったわけですので、皆、啞然としているわけでございます。特に、一番大事なことは、地方公共団体に受けてもらうと。角田の雇用促進住宅を受けました。入ってもらいます。方向が出ました。だけど運営の件でございまして、労働保険やいろんな制度の活用、技能の活用については、国の補助金、関連は、まだ全然出ていないわけでございます。

県も加えて補助も出しているわけです。そういうことを併行して交渉して、市が存続するために頑張っていこうと思います。そのためには、地方公共団体は豊前市だけなんですよ今。使っている人は行橋にも支店があります。けども行橋は1銭もまだ出しておりませんので、行橋市は八並さんが再選されましたら少し言っていますので、ちょっとした事務所も新田原にありますので、行橋、築上関連の所と相談をし、また中津のほうもコンピュータの専門学校もペアになりそうですし、宇佐はもうなくなっていますから、要請をしていこうと。そういうことも含めて、豊前市が主体的に将来、そういうことを交渉しながらやっていこうと思っているところでございます。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○8番 古川哲也君

大体、市長の決意が分かりましたが、後、国はもうバンと12月25日に通知して、平成22年でもってやめますということであります。県はどういうお考えなのか。県のほうの対応を。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

県は4つのうちの3つが、あまり関わっていないということで、豊前市だけが関わっているという言い方をしております、少し腰がひけたような状況でございます。

それと、もう1つ加えて言いますが、何故こういう話が出たかといいましたら、要するに何時もテレビに出ているように天下りが多くて、どんどん、わたって退職金をうんと貰って辞めていることをなくそうという動きの中で、こういうことが出たわけでございまして、だけど豊前の職業訓練センターは、全く関係なくて地域のためであるし、私も一銭も貰ってないし、そういうことだと思いますから、言えることは言おうと思います。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○8番 古川哲也君

私は、何故これだけ存続をして頂きたいかという、このセンターは、皆さんもご存知でしょうが、今、就職している方が技能習得、スキルアップのためにある施設ですよね。しかし、それは3分の2以上おればいい。3分の1は、今、離職している方、就職活動している方が、自分個人のスキルアップをさせて、有利な就職ができるようにするために、この施設があると思うんです。

現在、就職率が1以上あるのであれば、そこまで真剣にならないかもしれませんが、先程言いましたように、リーマンショック以降、この地域も0.5とか0.6の求人倍率のときであります。100人、人がおったら40人ぐらいは就職できない。そういう地域で

あるからこそ、この職業訓練センターを活用して、自分の技能能力を上げて、就職するのに有利なようになる。そのことを存続させて頂きたいと思うんですよ。

この問題で、私は、前から定住自立圏のことを、この議場でも、中津との中学生・高校生が相互にできないかということ、よく言わせてもらっていますが、市長もさっき言われました。この資料も勿論お持ちでしょうが、京築地区で唯一、職業訓練センターがある。先程の答弁の中で、宇佐にもあったが宇佐もなくなったということでもあります。

これで一番下の実人数で地域割ということがありますが、受講者数で見ますと、豊前市は396人で18.5%、築上郡は17.5%、行橋市が23.9%、京都郡が15.7%、中津市が18.7%、その他5.7%というのは中津市以外ですね。宇佐市とかの方が来られているそうではありますが、これによると、中津その他が20%以上、大分県の方にここを利用して頂いている。それを加味しますと、このことは定住自立圏で存続できないだろうかという提案ですが、市長の考え方として、どうでしょうか。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

定住自立圏の中の細かい点は、その会議に出ました財務課長から報告させて下さい。私のほうから、先ほど人数1万5000人を言いましたけども、では、どのくらいの金額を年間動かしているかという、1億円近くの8800万円、動いて収入がありまして、その中で、受講者がお金を4500万円出しているわけですね。そのくらいお金が利用できているということでございます。補助金一辺倒ではなくて、半分以上は自力でやっているんだということも付け加えておきたいと思えます。

定住自立圏の件は、池田課長のほうから答えて下さい。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

それでは、お答えいたします。職業訓練センターの件でございますが、今年の1月28日に第2回の定住自立圏ビジョン懇談会が開かれまして、その席でも取り上げられております。民間の委員さんから現状報告がありまして、何とか、この定住自立圏構想の中で取り組めないか、検討してほしいというような要望でございました。これに対しまして、中津の事務局のほうから豊前市と協議しながら、定住自立圏の中で活用方法を検討していきたいという報告がなされております。

当市としましても、昨年末に突然発生した案件でありまして、今回の協定項目には間に合いませんでしたが、次回、見直しに向かって圏域全体で取り組めるよう、鋭意努力していきたいと考えています。以上です。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○8番 古川哲也君

ありがとうございます。定住自立圏に入っていない行橋市も23.9%、これは今、答弁の中で新田原の所、職業訓練センターの支店と言ったらおかしいんですが、1つあるから行橋市から来る方も、結構パーセンテージが増えている。そこで取れる資格もありますから、そこで増えているんだと思いますが、豊前・築上・中津で75%の方に利用して頂いている。これは1万5000で八屋の人が利用しているとしたら1万2000人ぐらい、1万数千人が、中津を含めた豊築・中津・宇佐の方が、技能習得を利用している。

技能習得だけじゃない、講座みたいなものもありますから、これは是非、定住自立圏、私、11月の頭に東京に行って総務省に聞きました。何をあげてもいいと。合意に基づくものであればいいということでありました。これは、何をあげたら悪いということはないということでありました。確かに、これは4月からバスも通して頂きますし、医療も中津市民病院を中心とした医療が整備されますと、地域住民の不安が解消されると思います。

その中の一因として、この職業訓練センターの運営についても、是非、前向きに進めていって頂きたいと思います。

このことについて最後であります、市長、要するに地方公共団体に譲渡するということではしておりますが、この譲渡内容とか、そういう細かいことは、まだ何も決まってないですかね。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

全く、何も来ておりませんし、全国に60数箇所あるわけですので、また政権与党の事務局長、幹事長と言いますか、そういう方にご相談させて頂いておりますので、与党・野党を問わず、こんな失業の時代だからというようなことで、共通項目として要請をしたいと思っております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○8番 古川哲也君

是非、そのようにお願いいたします。さっきも言いましたとおり、今、不況からまだ脱していません。昨日の新聞ですか、九州地方は、だいぶ持ち直しているというような報道もされていましたが、まだまだ就職ができないという方が多々おられます。

その方たちが就職に有利になるように、勉強する施設でもあります。だから、これは自治体が責任を持って存続して頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。学校給食の食材について、2、3聞かせて頂きます。

私、昔、このことを一度取り上げて、福岡県学校給食会という所から、当時は多くのウエ

イトを占めて食材をとっていました。その当時、質問しまして、釜井市長は、せめて半分以上は地元の生産品をとっていかうと思っているということでありました。

当時、7割・8割が学校給食会から入ってきていまして、地産地消ということが多く叫ばれる中で努力して頂きました。資料を頂きますと、平成20年度に学校給食会から48.9%、これはキログラムでいっているんですが、48.9%で、地元から5割以上を調達しているということで、努力の改善は確かに見られますが、まだ48.9%、約5割近くが学校給食会から持ってきている。このことについて、課長、この全部がここでできないのかということが1点と、経緯は大体分かりましたが、地元で全部調達できないのか。

また、学校給食会から貰わなければいけないのかということをお答えいたします。

○議長 秋成茂信君

教育課長、答弁。

○教育課長 戸成保道君

只今の質問につきまして、学校給食会が今、議員さんがおっしゃられますように、20年度実績でいきますと48.9%ということであります。基本的には、学校給食の食品の利用という分につきましては、まず納入が安定していること。それから、価格が安定していること。量の調整や企画に合っていること等がございます。

それで、議員さんから質問がありましたように、今現在で、農協と地元商店から51%程度納入しております。これを全部できないかということになりますと、その分は、今ここにもデータがございますが、一応、野菜関係につきましては、農協さん等が17.4トン、それから、地元の商店から18トン、それから、学校給食会から18トンということで、ほぼ3分の1ずつ野菜については供給されております。

その中で、地元産の購入状況で、突出していると言いましょうか、主に入れているのは畜産関係でございます。この畜産関係は、どういう商品かと申しますと、卵・牛肉・豚肉・鶏肉などは学校給食会よりも、地元商店のほうからの購入が多くなっております。

それから、麦・大豆加工品とありますが、この分につきましては、大体、味噌・醤油・麺類・豆腐・納豆等でございます。この分につきましても、地元の商店から購入させて頂いているということで、学校給食会から、なんで49%かと申しますと、主にそれ以外のもの、俗に言う冷凍食品等の保存がきく物、もしくは大量に購入できる物が対象となっておりまして、今の時点で、全体からすれば前年が学校給食会からの購入が53.7%で、今回は48.9%ということで若干減っておりますが、なかなか地元産品で対応できない分もありますので、学校給食会を全てなくすという方向性は、ちょっと難しいのではなからうかと思えます。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○8番 古川哲也君

課長の今の説明で、私も地元商店街の人間であります、商売人というのは言うとは揃えきるんです。言わんと揃えん。これを下さいという、どこからか集めてきますよ。

給食会じゃないと物が集まらないというのは、余りにも乱暴な話であって、言えば出てくると思います。私が言うのは、この不況の折、地元の商店街も運営がきつい所が多々あります。せめて、税金を払って頂いている以上、地元から食材も調達するのがいいんじゃないかなと思って言っているわけでありませう。

別に地元商店街一本でいけとか、農協さん一本でいけとかいうことではありません。公平・公正に地元商店も取る、JAさんも取るというような感じで、入札制度等々をすれば、安定した供給もできるのではないかなと思います、その点について答弁を下さい。

○議長 秋成茂信君

教育課長、答弁。

○教育課長 戸成保道君

現在、食材の購入につきましては、地元の商店を使おうということで、学校単位で行っております。それ全体を、例えば、地元商店街、組合みたいなのがありますれば、そちらのほうで購入ということも考えられますが、今の時点で、学校、要するに地場の商店を利用させて頂くということを考えておまして、今そういう方向でしております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○8番 古川哲也君

私も長くは言いませんが、改善されていることは確かであります。平成14年ぐらいに私が言ったときは、7割・8割が給食会から来ておりました。それが48.9、半分以下になったということは、ある程度、努力した形跡が見られますが、もっともっと努力して頂きたいと思っております。これについては、以上であります。

最後に、私のほうから災害発生の際の連絡についてであります。この前、タイムリーであります、チリ沖の地震で津波警報が日本全国に、三陸海岸あたりは大津波警報が出されました。この海岸も津波注意報でありますが出されました。そのときの対応を、総務課長、お願いいたします。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

津波についての対応を、どのようにしたかということですが、朝、副市長から電話をいただきまして、どのように考えるかという意見交換をいたしました。

議員もご存知だと思いますが、この時期は大潮の時期でございまして、大体、津波が到達するのが昼から夕刻にかけてというようなことで、大体、前の日に、私は仕事がバスの関係がありまして出ておったんですが、海岸に行きまして、津波が到達する時刻あたり、

どのような状況になるかということで確認をしたんですが、かなり潮が引く時刻が昼の前後でありまして、うちのほうは太平洋沿岸というより内海ですので、潮の関係から見て、特大大きな被害はないのではなかろうかという意見交換をしたところでございます。

その後、市長より職員の配置、待機という指示を副市長を通じてありましたので、12時前後から配置をしまして、情報の収集・分析をしたところでございます。

特に、県の防災課並びに警察、それから、マスコミからの情報、それから、県の土木事務所、また自衛隊も、こういった情報を持っておりますので、こういう所からの情報も頂いております。警察とも意見交換いたしまして、警察も独自にパトロールをするということでした。消防団については、自主的に海岸ベタを見守りましょうという団長の相談がございましたので、よろしくということをお願いをしたところでございます。

宇島港の防潮扉も、念のため閉めて頂くように県に要請をしたり、浄化センターの水門の閉鎖等々もいたしまして、夜まで事態の推移を見守りましたが、当市としては、被害がなくてホッとしたところでございます。

こういった予期せぬ事態については、今後とも上司とも十分連携しながら、関係機関の情報収集に努めまして、市民の安全・安心について、万全を期していきたいと考えておりますので、よろしくご理解を頂きたいと思っております。以上です。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○8番 古川哲也君

これは確かに素晴らしい対応をして頂いていると思いますが、私が何故こういうことを言っているかということ、私自身も消防団に入っているわけです。何かあるかもしれないと、私自身も思ひまして、あの日は日曜日でした。一応家でじっとしていたんですよ。

何も出動の連絡がなかったから、そのまましてたんですが、うちの分団長のほうにも何も連絡がなかったということでホッとしてたんですが、三毛門、松江、山のほうの消防団の方は関係ないかと思っております。うちの2分団も一応、中央の裏あたりが自分たちの管轄ですから、一応知らせるんですが、角田とか三毛門の消防団は警戒に出たということ聞きまして、あらおかしいな、私たちには連絡がなかったなということで聞いたんですが、一律に消防団に警戒してくれという要請をすとかということじゃないんですかね。

各分団に任せるといことなんですかね。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

消防団の指揮命令権は、団長並びに副団長、団長が事故がある場合は、副団長ということに指揮命令系統が決まっております。私どもは、こういった問題で出動を要請する場合について、団長と相談をさせていただきます。豊前市の団長の判断で、沿岸の警戒体制に入

ろうということで、団長が判断いたしまして、副団長を通じて、各分団に指揮命令をしたんだということで確認を頂いておりますが、多分、古川議員の所属する分団については、沿岸ではないという判断を副分団長あたりがして、的確な判断が到達していなかったのではなかろうかと推察します。角田、八屋、明神、三毛門、宇島が動いていることについては報告を頂いておりますが、多分、古川議員の所は沿岸部をもっていないという判断があったのかなと、これは推察でございますが、今日のご指摘につきましては、私どもが調査をしまして、後日、委員会にどういう経緯であったかということについては、ご報告できるのではなかろうかと思っております。

うちが直接、指揮命令するというのではなくて、団長が副団長に、副団長が分団長にということで、それぞれ副分団長が、地域割を持っておりまして、指揮命令系統は、そのようなシステムになっております。以上です。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○8番 古川哲也君

大事に至らなかったわけで、不幸中の幸いなわけでありますけど、是非その辺は、もっとストレートにいけるような体制をとっていただきたいと思っております。勘違いとか、想像で言われたんでしょうが、勘違いとはあってはならないことだと思います。

課長もご存知でしょうが、我々もよく花火大会のときに、あそこに2分団が出て、海岸ベタを警戒するのは、ご存知だと思います。私たちも中央の裏側、要するに海岸ベタも警戒する地域になっていきますので、そこら辺も勘違いがないようにして頂きたいと思っております。

私の質問は、これで終わりますが、私の言ったことも、全て大切なことだと思っておりますので、これからは鋭意努力して、市勢繁栄のためによりしくお願いします。

私の質問は、以上で終わります。

○議長 秋成茂信君

次に、永宗彦議員。

○17番 永宗彦君

健友会2番手で質問させていただきます。私は、質問一覧表の④⑤⑥の3点について伺います。いずれの質問も大変重要だと、私は認識しておりますので、執行部におかれましても、真剣に質疑・応答をいただきながら、前向きにご判断いただければと思っております。

まず、第1点は、④の公契約条例についてであります。公契約条例、公の契約の条例ということでありますが、このことは、大変耳新しい話ではないか。市長以下、契約に関わる所管の課長さん達に、まず、これが初耳かどうかということについて、ご答弁の前に明らかにして頂きたいと思うんです。

この公契約条例というものの意味は、地方公共団体の入札は、現在、一般競争入札の拡大や、総合評価方式の採用などで、随分と改革が進められてきているのが現状であります。

一方で、低入札価格の問題によって、下請け、或いは、孫請けの業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされて、労働者の賃金の低下を招く状況にまで及んでいまして、これは、今日的には、日本の社会情勢として貧困、ワーキングプア、そして格差の拡大、生活苦、そして死に至るような極めて悲惨な状況が、首都圏と言わず全国的に波及している、こういう状況を招いていると考えています。

これは、そういう意味では、全国的に発生している課題でありますだけに、このような状況を改善して、公平で、かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会を実現する。

そして、労働者の適正な労働条件を確保する。そのための主要な方策として、この公契約条例が位置付けられているというふうに考えています。もとより、このような問題は、一自治体でできる話じゃございませんで、国自体が公契約に関する法律などを整備しながら、その重要性を全国的に意識を高めて、必要な措置として早急に取り組むのが、今日の緊急的な課題でありますけれども、政権も交代し、一定の混乱を示す中、そのような状況が遅々として進みませんので、豊前市においては、どのようにお考えなのかについて、お尋ねをしていきます。

既に、先進的な自治体におきましては、独自の条例制定を果たして、公契約に係る業務の質を確保しながら、公契約の社会的価値も向上させながら、働く者の安心、そして、より豊かに暮らせる社会の実現に努力をしているところもございます。

豊前市におきましても、これから質問ですけれども、県内各自治体に先駆けて、この条例の制定のために、ご努力ができないか、執行部のご見解を頂きたいと思っております。

なお、この条例制定に向けての考え方につきましては、その中身について、逆に執行部の皆さんから私のほうに質問していただく形で、つまり逆質問の形で質問いただきますならば、手持ちの資料に基づいて、ご回答、ご説明させて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

それでは、公契約条例につきまして、ご質問にお答えいたします。この公契約条例、初めて聞く言葉ではないかということではありますが、私ども、今回、ご質問をいただきまして勉強したところでございます。これにつきましては、公共事業、委託事業など、行政や公共機関が発注する事業において、安値ダンピングや悪質なピンはねを規制いたしまして、公共サービスの維持向上、地域中小企業の経営安定、地域経済の振興を目的に、各自治体での条例化が求められている制度と認識をしております。

昨年9月であります、全国に先駆けまして、千葉県野田市におきまして、条例が制定されておると聞き及んでおります。また、全国いくつかの自治体におきまして、安値ダンピングを防ぐための試行錯誤が現在、行われておる状況でございますが、この条例制定に

向けて、動きが生まれているというふうに認識をしております。

当市においても、条例化について検討したことはということではありますが、この安値ダンピングの受注を防ぐための公共工事につきましては、最低制限価格を豊前市は設けております。これについては、平成21年度に5%引き上げたところでございます。

私ども一般競争入札を導入したことに伴いまして、70%に設定していた部分で、そこに張り付きまして、くじ落札というような時代が発生したもので、それに伴いまして、75から85の間を動くような、そういう変動する制度に、21年度に見直しております。

現在、ダンピングが起こっているという状況は、見当たっておりませんで、この公契約条例につきましては、全国の状況を見守ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

答弁は、市として入札制度の改善に努力している旨が、時間をとって述べられています。この制度の主旨は、そこで働く現場の労働者の皆さん、下請け、孫請け等といくにつれて、現場では、労働者の賃金保証が不安定になり、場合によっては霧散してしまったり、或いは、未払い、遅払い等々も起こって悲惨な状況をかもし出すという立場から、勤労者の生活権を守るために、この公契約条例の中に、それは自治体と業者との契約の中に、どのような状況になろうとも、最低の生活ができる賃金保証をする、その額も契約書の中に打ち込みながら保証してこうじゃないかという趣旨でありますから、今、私が申し上げた視点について、どのようにお考えか、そして、当市においても、これについて検討する余地があるかどうか、お答え頂ければと思います。市長か副市長、どうですか。

○議長 秋成茂信君

副市長、答弁。

○副市長 後小路一雄君

この公契約条例につきまして、私もはじめて、この言葉をお聞きしまして勉強しているところですが、只今、池田課長から公共事業につきまして答弁をさせて頂きました。

この後、考えられるのは、委託事業等において労働条件等に、いろいろ問題が出てくるのではないかということのようですし、今後、よく先進地等の事例を勉強しながら、検討していきたいと思っております。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

分かりました。この条例の案文の主要な部分について、項目だけ述べてみたいと思いますが、目的とか定義とかは、当然、冒頭に位置付けられますが、後は契約の受注者の責務、公契約の範囲、そのときの労働者とは、どの範囲を言うのか。そして適応労働者への賃金

は、いかばかりかと金額を示すということになります。そのことを受注者にも働く者にも周知徹底をして、地域の社会の常識として公開できるような体制をつくる。

更に、この契約に一方的に違反をしたりすると、行政としては、それに是正勧告ができるだとか、或いは、最悪の場合には、公契約の解除もできる、ペナルティーも科すことができるという中身になっていこうかと思うんですね。

派遣労働者の問題などについても、条文の中できちっと整理をしていく、こういう内容ですので、副市長からご答弁頂きましたが、どうぞ、そういう立場でご理解いただいて、今後とも積極的な検討をいただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、2点目に入ります。議長にお願いですが、広域水道事業に関わる関係の質問でありまして、先般、広域水道企業団の議会がありましたときも、主要な資料を事務局にお預けしておりますので、皆さんに、また議長にもお配りさせて頂きたいと思いますが、よろしいですか。

○議長 秋成茂信君

要望ですね。

(「はい」の声あり)

それはですね、会議規則により資料の配付を許可いたしますので、只今、事務局から配付いたさせます。暫くお待ち下さい。

(配布)

どうぞ、永宗彦議員。

○17番 永宗彦君

ありがとうございました。只今、お配りいたしましたのは、京築水道企業団の伊良原ダムに関わる事業の中間報告と、それから、今から質問いたします構成団体の責任水量の配分の問題、それはイコール、それぞれの団体負担金に連動いたしますが、その過去と現状の比較表であります。ご参考にして頂ければと思います。

それから、事務局、残時間は、これをどう見たらいいんですか。後5分ですか。

○議長 秋成茂信君

後、65分あります。前の人の余っていた時間があります。

○17番 永宗彦議員

そしたら、どうなるのか。もう1人おりますので。

○議長 秋成茂信君

そうですか。それはすみませんでした。

○17番 永宗彦君

広域水道企業における市の責任水量及び財政負担割合の見直しについて、ご質問をさせていただきます。京築水道企業団設立の段階では、構成団体が、大平村・勝山・犀川、両町を除いて2市5町1村で、7つの自治体で設立をしたことになっています。

当時、企業団設立に尽力されましたのは、前市長の神崎礼一氏でありました。関係市町村の責任水量の配分に変な苦勞されていたことを、今思い出しております。

各自治体の責任水量の決定がなされれば、その水量に比例して、各自治体の財政負担が自ずから決められていく仕組みになっておりますので、当時、豊前市議会議員でありました私、今、市長されています釜井市長もそうでありましたし、既に故人となっております林川議員の3者で、豊前市の財政負担をより少なくするために、神崎市長と再三にわたって協議をし、私たちは神崎市長の、豊前市が全体の40%の責任水量をもち財政負担をするという、この高額な負担率に対して、強く反対を主張してきたところであります。

しかしながら、設立予定期限も差し迫っておりましたし、神崎氏との間で設立していただければ、基本水量についても責任をもって見直しをする、という約束を取り付けたのであります。これは書面もありません、三者と前市長との口約束であります。

そういうことがありましたけれども、このことは、関係団体との調整が大変困難であって、長い間、未解決のままになって今日に至っております。当時の責任水量は、そして財政負担率は、豊前市が全体の40%、豊前市の財政規模、人口等におきましても、倍以上ある行橋市が、我が豊前市の2分の1の20%、その他の6つの町村で40%というものであります。今日に至って基本的に、この矛盾は、まだ解決されておられません。

平成17年3月に、新たに勝山町、犀川町が参画してきましたので、本市の負担割合は40%から34.05%に現在、変更されております。しかしながら、豊前市議会の中におきましても、更なる見直し意見が多いことは、皆さん、ご案内のとおりであります。

先般、今年2月18日に、京築水道企業団の定例議会が開催されました。私は水道企業団議員として、他の2名の議員と一緒に出席をいたしました。次の2点について質問をしました。その結果を議会の皆さんにご報告し、説明責任を果たしていきたいと思っておりますし、同時に質問をさせていただきますので、執行部の積極的なご答弁を求めたいと思っております。

質問は2つであります。1つは、責任水量、そして、財政負担率の本格的な見直しをしてほしい。2つ目には、政権交代で国交省のダム事業に対する事業仕分け対象となっております伊良原ダムの今後の見直しについて、お尋ねしたところであります。

責任水量だとか、財政負担率の本格的な見直しにつきましては、企業長であります釜井氏のほうから本年4月に行われます、みやこ町の町長選挙の後に、できるだけ早く運営協議会等で本格的な見直しの議論をはじめますというご答弁を頂いております。

これは、当日は、マスコミも4社ほど入っております、新聞報道も一斉にされたと思っております。私も記載のコピーを持っておりますけれども、いわゆる本格的な見直しに入ることが、この水道企業団を取り巻く構成団体等、地域住民の共通の理解になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そこで、市長に対して質問でありますけれども、当然ながら、豊前市の将来の水需要の

本格的な調査、検証というものが必要となってくると思います。他の自治体におきましても、同様の検証結果を持ち寄って、本格的で適正な負担割合を引き出せるように、企業長としての今後のご努力をお願いしたいと思います。この種の自治体間協議は、今回が最後ではないかというふうにすら思いますので、どうぞ私たち豊前市議会も、そして豊前市住民も、豊前市水道事業も含めて、安心できるような方法を導き出させていただきますように、お願い申し上げまして、市長の決意をお聞かせいただきたい。

豊前市の水道は、水が余っているとか足りないだとか、いろんな主張があるようでありますから、今後、その見直し議論に入る前の段階での豊前市自体の水需要の調査につきましては、プロジェクトチームを編成して、本格的な調査をする必要があるのではないかとすら考えていますので、このことについても、コメントを頂きたいと思います。

2つ目の伊良原ダムの見直しであります。質問に答えて、企業長から国の検証対象ダムとなっておりますし、現状では先が見えない、国の方針が不明でありますので、現状では先が見えないということ。しかしながら、企業団としては、既定の事業計画に沿って進めていきたいことが表明されました。国・県から特段の変化が情報として入った時には、直ちに企業団議会を招集して頂きたいという旨も、お願いしたところであります。

先程、お配りしましたダムの関係についての総事業費、水道企業団のダム計画総事業費は678億円であります。そして21年度までで支出が終わる、執行が終わる金額は、226億3900万円、全体の24.1%であります。来年度以降の残事業費が451億6100万円、これが全体の75.9%、この中にダム本体工事等々が入っておりますので、国の国交省の考え方が、今後のダム計画に重要な影響を及ぼすということをご認識頂ければと思っ資料を差し上げました。執行部からのご答弁をお願いします。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

正直にお答えします。なって13年、これくらい大変な内容か知りませんでした。けども如何なることがあっても、行政の継続は大事だということで頑張ってきました。

ただ、伊良原ダムのこれからは、京都・行橋だろうと思っておりましたので、去年の市長選が終わった後に企業団の改選がありました。私は別に立候補してなかったし、私と吉富さんが反対をしまして、私が企業長にならされたわけでございます。

何を申し上げたいかと申しましたら、今までの耶馬溪ダムの関係につきまして頑張っ、13年仕事をしてまいりました。しかも一番大事な値段も20円、供給水量を下げたり経営努力をしました。ただ、これからは、やはり京都・行橋に頑張っていただかないということですから、私は、する気は、もうなかったです。けども、やってくれということならされたわけでありまして、何を申し上げたいかと言いますと、この水道企業団の負担の問題も起こるわけで、どの自治体も企業長になろうといたしません。

なれば負担が増えますから。それを、まず皆さん認識してほしいと思います。今まで13年間頑張ったから続いておりますけども、これを豊前市が自分のエゴを出したら、もう破裂しておると思います。これは私は責任をもって言えます。

それを、まず皆さん、認識をしてほしいと思っております。加えて、行橋さんが水が足りない、足りないから伊良原ダムの水を使おうということ、なかなか言わないですね。むしろ逃げるといふことですので、行橋の市長選の場合、注意深く公約を見ましたら、両方とも伊良原ダムにふれておりましたから、一安心しました。今度みやこ町長選、みやこの町長は以前はなかったんですけども、利水者でありダムの提供者であります。

みやこのほうに頑張ってもらいたいのは、選挙が終わった後に話をしよう。ただ、行橋とみやこが、うんと取るよというふうに言えばいいんだけど、なかなかそうはなりません。皆お金が絡んでおりますので、私としては、13年責任を持ってやりました。言うのは簡単、しかし京築のために、そこはよく相談をしていきたい。豊前市の本音も言いたいと思っておりますので、是非、その点もご理解して下さい。

一番いいのは、水のない行橋さんが企業長をやるよ、豊前市の水を1000トン取るよと言えば、はい、どうぞと、こう言いたいところですが、現実には、とてもそういうことはならないだろうと思っておりますが、まだよく相談をしていきたい、それが第1点でございます。

2番目は、新政権の関係でございますが、何か吉富のほうが反対をしているようであるけれども、やめることは簡単です。しかしすることは、責任を皆もたないかん。

ただ新政権が伊良原ダムはしないよと言ったら、全部、政府に責任をもってもらおうと思っております。今までかかったお金も、これからかかるお金も、全部責任もっていききたいと思っております。幸いに、大体、耶馬溪ダムで足りないという町もありますけども、融通をきかせたらギリギリいけると思っております。そういうことでございます。

その中で各自治体全部みましたら、もう余って余ってしょうがない自治体はなく、殆ど足りない自治体も出てきています。うちのほうも需要予測も出来ております。でありますので、やはり予定通りしていくということだろうと思っておりますし、その中で融通をきかせながら新しい方針をとったらいいなと思っております。

ただ政府のほうがないと決めましたら、全部、責任を取ってもらいます。何故ならば、水道の口径が2万トンの口径ですので、今耶馬溪からいただいている水は皆2万トンですから割高です。198円、頑張って178円にしました。

それで予定は138円です。その件の責任を国に取ってもらいます。それには頑張ります。そういう事情ですので、伊良原ダムの新政権の方向については、建前は推進、後は黙して語らず、こういうことでございます。しかし、八ッ場ダムを含めまして143箇所やめよったら、全部、政府が責任を取らなならんですよ。そんなことはできないと思う。

やはりやれるところはやって、もう今からダムはいらない。そういうふうにして補償をしたら大変なことになりますよ。前原大臣は責任は取れないと思っております。以上です。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

企業団議会の質問の中で、私が強調いたしましたのは、お互いに普段あまりお付き合いのない自治体が、共同で企業団を設立して、その各自治体に住まっている多くの住民、市民の皆さんの水の安全、安定した水の供給を狙っての企業団の設立だったと思うんです。そこで、私たち市民の目線としては、構成団体全てのまちにおいて、ちょっと干ばつが続けば水飢饉になるようなまちがあってはならない、あろう筈がない、何故か。企業団が設立されているから、こういう理屈が庶民の市民感覚です。私自身もそうです。

ところが、行橋市が、私もあそこの議員を長くさせていただいていますが、この間に何度となく、干ばつ、断水騒ぎ、水不足という夏がありました。去年は、この企業団の水として500トンでしたか供給して補てんして、安定させていったということがありました。

だけど、基本的には、やはりこの種の企業団設立のときの本旨と言いますか、理念というのが、構成団体の全ての町・村・市で、そこに住んでいる皆さんのために、水飢饉状況をつくってはいけない、つくらないというための企業団であった筈なんで、そこに皆さんが目線を注いでほしいという立場で、理事会の皆さんにも、お訴えをしたつもりです。

この質問が終わり企業団の議会が終わりましてから、八並市長、ちょうど選挙前でしたけども、ちょっと立ち話をする機会がありました。非常にいい印象を私は受けました。

その後、八並市長は、市長選挙があつて非常に接戦でありましたが、無事、当選をいたしました。その選挙中のチラシの中に、行橋市は、油木ダムだけに頼ることは無理だみたいな文面を書いたチラシが出てことがあるんですね。

そういうことを受けて、私は非常に好感をもって受け止めていますが、つまり、これから先の水道企業団の負担率の見直しについて、行橋市もいろいろ今まで、そういう状況があつたにもかかわらず腰を上げなかったけれども、今回は、やはり厳しい選挙の洗礼も受けたことだし、この協議に、かなり積極的に参加してくるのではないかと。

これは人のことですから分かりませんが、私はそう受け止めておりますので、どうぞ、企業長としては、特に行橋市との関係を、これが最重点課題になるはずですので、円満に、そして前向きにご相談をしていただけないかと思ったりしています。

先程、ご質問の中で申しましたが、いずれにしても、そういう見直し作業が今後、行われるとすれば、各構成団体の自らの水の需要量の調査検証というのが、非常に大事になってくると思います。そういう意味で、豊前市自身も、議会にも担当する常任委員会もございますので、いろんな人たちのご意見を聴きながら、現場の職員の皆さんと十分な協議をしながら、プロジェクトチームでもつくって、この見直しの議論に備えていったらどうかと思っておりますので、これは、ご答弁はいりませんので、総力を上げて豊前市も取り組んでいく、そして釜井企業長にお願いをしながら声援をしていく、そういう体制で臨んで頂

ければと思いますので要望を申し上げておきます。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

吉永さんのご意見、ありがたいんですけども、さあ、そこがなかなか、そうは行橋さん
はならないですよ。それは簡単じゃないし、ものすごく難しい面があるので、そうですね。
黙っておけば行橋に話ができるんじゃないかと、これも困りますから、それは、生易しい
話ではありません。全部の自治体が自分のほうで負担を払うということになるでしょう。
簡単にいきません。ただ幸いなことに、いろんな団体、京築広域圏と水道企業団ですね。
苅田まで入って円満にいつているのは。吉富はいろいろ意見を出していますけども、それ
は大事にしていきたい。ですから、今日、付け加えていくには、もう言わなくなったけれ
ども、行橋さんは、何時も私らは無理に入れられたと、ぼっかり言っているんですよ。

ですから、当時、私は知りませんが、そういうことですので、話ができるぞと思
われてもあれですが頑張りますけれどね。そういう状況だということは、申し上げておき
たいと思います。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

決して甘く見ているわけではありませんが、私としては、そういう可能性があるのでは
ないかという希望をもって、今、観察しているという立場であります。

この間、そういう難しい関係にありながら、企業長として水道料金の値下げ等々で、大
変ご努力いただいていることは百も承知ですので、これから先の中長期にわたる事業、供
給体制、負担の問題等について、豊前市民代表としても企業長としても、ご尽力頂ければ
と思います。

3つ目であります。公立図書館事業について、お尋ねいたします。

豊前市の図書館は直営事業から、平成20年度から指定管理者による運営に当たっている
ということであります。そういう事情であります。設立以来、もう20年近くなります
ので、質問趣意書に書いておりましたように、まず、図書館法の1条の中に、社会教育法
の精神に基づき云々というのがあるわけですが、社会教育の精神に基づく精神とは、どう
いう精神であるのかについて、教育長からご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

社会教育法の中で言う精神とは、次のように考えております。新しくできました教育基
本法に掲げる全文、或いは、その第1条・2条・3条の規定というふうに考えています。

その内容につきましては、前文では、部分的ではありますが、民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉向上に貢献することを願うとし、豊かな人間性と想像性を備えた人間の育成を期する旨、明記されています。

その上で、第2条で目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことと規定しています。更に第3条の中では、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならないとしております。

これを受けまして、社会教育法では、市町村教育委員会の事務といたしまして、所管に属する図書館など、施設の設置及び管理を求め、別に図書館法において第3条で、図書館奉仕としての、その役割を明記しております。こうした法律上の規定を総合的に整理することが、社会教育法の精神として理解されていると考えております。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

大変素晴らしい理念でありましたし、その精神が、公立図書館の中でも存分に活かされなければならない。或いは、それを妨げてはいけないということも必然だろうと思います。

そこで、設立以来、随分と経ちますけれども、この間、豊前市教育委員会として、この図書館の運営などに、どのようにかかわってきたか、どのような立場で関与してきましたか、お尋ねしたいと思います。ご自身、教育長が就任されてからのことでも結構ですし、それ以前のことも分かれば、なおいいわけですが、基本的には、どういう立場で関与してきたか、お願いします。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

指定管理者制度になりましてからのことを少しお話して、指定管理者になる前も、そのようにしていたということで説明をさせて頂きたいと思います。

指定管理者制度は、行政が管理運営をする公の施設を指定管理者に委ねるものでありまして、指定管理者は、その主旨を十分理解し、基本協定に基づき管理するものであります。図書館につきましては、図書館法に規定される公立図書館として管理運営されるものであります。教育委員会は、この趣旨に沿って、指定管理者を指導する立場にありますので、基本協定書に掲げられましたモニタリングのため、年4回、豊前市図書館施設の管理運営に関する協議会を開催し、その運営内容をチェックし、必要な指導を行なっています。また、この協議会は、図書館法で規定されています図書館協議会に代わるものであります。

現在、指定管理者に対して、そのような指導をしております。その以前まで、市の教育

委員会が管理していたときは、直接、市の職員が、その職員として管理運営をしていたことを、教育委員会のほうに報告がされていたということで、指定管理者の制度になる前でも、事務のことも十分、教育委員会と図書館との連携は保たれていたと考えています。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

最近の状況は、指定管理者制度の中で運営されているということで、そこを中心にご答弁頂きました。過去は直営ですから、なお更そうであつたらうということではありますが、豊前市のホームページに、指定管理者を公表します、というのがありますが、これは担当は財務ですかね、指定管理者の公表のページ。ここに、これは古い資料かもしれませんが、12団体指定管理者にあげられていますけれども、これは新しいですかね。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

現在、12施設について、指定管理制度を導入いたしております。以上です。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

この中に、私は全ての施設名称、事業者の名称、中身を知りませんが、想定で恐縮ですが、いわゆるまちづくりだとか、商業発展だとか、いろんな関係で、いわゆる教育部門、或いは、それに近いという関係で言うなら、図書館と観光文化協会等の事業があるのかなと思ったりするわけですが、基本的に公表しましたこの中に、管理期間として3年計画になっていますね、全て。それで、例えば、平成18年4月1日に管理開始した事業については、3年間が経過したようなものもあるような気がするんですが、そうすると、この期間は、指定管理者から外れていることになるんですか。どうでしょうか。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

今回、その分で更新については、条例等提出しております。以上です。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

例えば、豊前市語らいの館、指定管理者、有限会社四季の会というのがあります。平成16年10月1日に指定管理して、期間が3年としてありますから、これでは、もう既に3年が経過していますから、契約失効の期間が、その間に存在するわけですが、そう

いうことは関係なしに3年経ったら、自動的に契約を延伸していくとかいうことですか。

○議長 秋成茂信君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

この資料については、一番最初に指定管理をした年月日をしております。

3年置きに更新ということで、その都度、議会が新たに指定するというので、条例等を提出して承認をいただいているところでございます。以上です。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

財務課長に、お尋ねしますけれども、豊前市は一般会計、全ての会計もそうですけれども、決算審査が議会でもありますよね。そして過去の決算審査の中で、図書館に対する歳出の状況、或いは、蔵書の数などが決算資料の中の成果に関する調書の中に入っていますね。いいですかね。そうしますと、これは各年度ずっと入っているわけですが、図書館費、決算額、決算額の総額として、例えば、平成16年度は3115万6000円と出ておまして、その下に、図書館の管理運営に要した経費として、人件費、物件費、その他の経費というのがあります。この人件費、物件費、その他の経費を全部足せば、図書館に対する支出の総額に相当することになるんですかね。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

只今、説明して頂いた資料については、指定管理者をする前の資料だったかと思えます。それについては、そういう形で、私ども指定管理者に移行するときに、その現状維持にかかっている経費の大体1割カット相当で、民間委託、指定管理者に委託したという経緯を記憶しております。以上です。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

もう1つ、決算の成果に関する調書の中に入っている人件費と言われる項目に、給与、賃金、給与は当然ですが、賃金という部分は人件費の中に入りますか、どうでしょうか。

○議長 秋成茂信君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

私ども直接、市が管理している場合、予算を組む場合は、給与は人件費として処理しますが、指定管理者に委託する場合は、それをまとめて委託料という形で、物件費で組む形

になります。以上です。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

指定管理者以降の話で、それは20年度以降ですから、ごく目の前の話で、それ以前の状況として、例えば、今、平成16年を申し上げているんですけど、人件費という中には、いわゆる職員給与だとか、この賃金も入りましようか。どうですか。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

人件費については職員給与のみです。賃金、嘱託、これについては物件費で、私ども決算処理をいたしております。以上です。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

実は、教育委員会のほうから、16・17・18・19・20の図書館の運営状況、歳出の状況についても資料を頂きました。この表について、教育課長にお尋ねしますが、今、決算調書、成果に関する調書と原課で頂いた運営状況の数値が、かなり食い違っているの、私としては、どちらを尊重したらいいのか、実は迷っている所があるわけです。

歳出額についてもそうでありますし、例えば、職員の構成等についても、非常に不規則なというか、ちょっと読めない所がありますので、お聞きしますが、職員の構成という所で、館長、職員、嘱託職員、運転手とか書いて、司書、市の職員の数も入れていますが、この数は職員数の中に入っておりますか。

○議長 秋成茂信君

教育課長。

○教育課長 戸成保道君

議員さんの今おっしゃられる分で、これは直営のときということで判断してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

一応、ご質問ありました分で、16年度からの状況を16年度を申し上げますと、ここに書いてあります館長1、職員1、嘱託職員3、運転手1となっております。

資格者が司書5と書いてありますが、この分は、職員というのは、市の職員を意味します。嘱託職員というのは、今言う豊前市で雇用した嘱託職員が3名ということで、運転手は、要するに図書、図書館移動車の運転手ということでございます。司書の5名というのは、嘱託職員を含めて5名だということでございます。

この職員数の構成の中に、資格者ということで司書を5名入れていることは、その中に嘱託職員を含めた中の資格者ということでございます。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

ちょっと細かいことになってしまっていますが、実は、指定管理をするという事業は、冒頭、教育長さんから、ご答弁頂きましたが、非常に文化教育等々に深く関わっていく社会教育法の精神を尊重するということになりますと、指定管理者という制度に図書館はそぐわないのではないかと。どうしても当時、これを指定管理にする、あの段階から考え続けておりましたが、指定管理者で行える事業というのは、例えば身近な所で市民会館だとか、体育館等を中心とした体育施設は、指定管理でやるのに適しているのではないかと。

ただ、既存の指定管理者名簿を見ましても、図書館の関係は、やはり指定管理者制度は、あまりそぐわないと思いますから、独立させて経営をするべきではないかというふうなことを考えますが、この点について教育長に、お尋ねします。

図書館の指定管理をするときに、このことについて雑談を、教育長さんとしたときに、実は、教育委員会には、十分な協議もなかったというようなお話も、ちらっと伺ったことがあるんですね。ですから、私は、この種の問題については、やはり教育部局が、どうしても先導的、中心的な役割りを果たしてほしいという考えに基づいて、今回、質問にも取り上げたわけですが、教育委員会としては、委員会で存分に議論をしてみても、この事業は指定管理者事業として適正かどうかという、ご議論をしたことがありましようか。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

議員がおっしゃられるように、十分なる議論はする時間がなかったかとは思いますが、全くしていないわけではないというふう考えております。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○17番 ・永宗彦君

全くしていないことはないという、どういうふうなことで、どういう立場で、どの程度の議論をして、どういうふうな意見が出されたか。或いは、そういうご協議も議事録等が保存されているかどうか、その辺はどうですか。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

指定管理者制度に入るということで、教育委員会に、いわゆる首長部局のほうの考え方

を説明して、指定管理者制度を採用していくということで、同意をいただいたというふうに記憶をしております。

○議長 秋成茂信君

・永議員、いいですか。・永議員。

○17番 永宗彦君

時間が超過してしまっているのです、非常にあの時計は見にくいので、よく見きれないの失礼しました。これで質問をとりあえずやめさせていただいて、また次回にとと思いますが、いずれにいたしましても、教育長は、この図書館の指定管理については、決まった後にお聞きしたんだというようなことを漏らしたことがありますので、そういうことでは、これはいけないのではないかと思ったりしていますので、これから機会をもって協議をさせていただければと思っています。ありがとうございました。

○議長 秋成茂信君

次に、尾家啓介議員。後、20分ちょっとですけど、中身のある質問をして下さい。お願いしておきます。

○15番 尾家啓介君

気を使わせて悪いね。順番変えます。そして質問が残った分は、文教委員会の中で質問でさせていただきます。

それでは、公共工事について、釜井市長。この前、テレビで衆議院の予算委員会があった。それで自民党が審議拒否して、与党だけ出ておったときに、民主党の議員が国交省の前原さんに質問しよった。八ッ場ダムの件で。ずっと八ッ場ダムがはじまってから、いろんな事業があったけど落札率が95%だと。これは談合じゃないかと質問しよったら、国交大臣が異常ですと談合を認めたわけですよ。95%で落札しておるのは談合じゃないかと。その辺について、どうですか。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

論評することはありません。

(「聞こえません。もう1回お願いします。」の声あり)

国の大臣のことですが、私たちは論評することではありません。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

それで、要するに国の国交大臣は、国の事業の八ッ場ダムという大きな事業をしているときに、いろんな事業がある。その落札率の殆どが95%だと。そういう指摘に対して、これは異常だと答弁をしているんですよ。ということは、95%は談合だということを認

めておるわけです。それについて、それはそこでいいんだけど、財政課長、去年の、今年ですか、入札した状況を説明して下さい。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

まだ、全部終わっておりませんが、現在までということで、ご報告させていただきます。全体の平均落札率であります。これについては97件の入札で91.8%ということでございます。そのうち、指名競争入札にあっては、69件、89%になっております。条件付一般競争入札にあっては、28件の93.5%という結果でございます。以上です。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

それで、今の説明で97件、落札率が91.8%、これをもって豊前市の入札がうまくいっているというふうに評価しますか。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

平均については91.8でございます。議員のおっしゃりたいのは、高い部分がかなりあるのではないかということですが、高い安い、いろいろあるかと思いますが、平均として、そういう結果ですので、そういう形で報告をさせていただきます。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

この入札の中に、要するに非日常、毎年、毎年、大体累計が出てくるような工事じゃないね。突発的に出てくるような工事が入っているんですよ。その前に、その工事の中で、アスベストの除去工事というのがあるんだけど、2590万円を2200万円で落としている。44%、これは最低制限価格はあったの。

○議長 秋成茂信君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

これにつきましては、特殊工事ということで、今回、最低制限を設けておりません。国が全国的に集計した中で、平均がヘーバーあたり1万円から3万円という大きな開きがあっております。私どもも見積もりを組む中で、取った中で、かなり開きがあっております。その結果、今回については、特殊工事ということで、最低制限を設けずに入札を実施したということでもあります。以上です。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

ちゃんと、そのつもりでやればいいんだけど、それで、この工事を含めて、非日常的な工事が5件ある。それを97件から5件引いて、残りの92件が豊前市の公共工事として、毎年、毎年、累計的に出てくるだろうという部分が92件あるわけです。

その92件の合計の落札率を出すと、大体いくらぐらいになると思う。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

それについては、ちょっと私ども計算しておりません。あくまでも一般競争、指名競争という形で振り分けをした結果でございます。以上です。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

これは96%になる。97件のうち、例外的に出る工事を5件引いた残りの92件の落札率を平均すると96%、要するに豊前市の公共工事というのは、100%談合じゃないかと、こう言わざるを得ないんだけど、その辺、指名委員会の委員長の副市長、要するに国交大臣は95%になったら、これは談合ですよというニュアンスがある。

豊前市は1年通して平均が96%、100%談合じゃないの。

○議長 秋成茂信君

副市長、答弁。

○副市長 後小路一雄君

個別で見た場合は、議員ご指摘のとおり95%前後出ておりますけれども、これは正式な手続きのもとに一定のルールに従って、業者が落札したものと考えておりますので、入札結果をとらえて適正化法に抵触しているとは考えておりません。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

あのね。抵触しとる、しとらんの問題じゃなしに、公務員たるものは、税金の無駄遣いをしなさんなど、その意味で談合防止を言われているんですよ。罪になるなら警察に持っていけばいいんだから。そんなまで心配してない。要するに市民の税金を無駄遣いしているんじゃないの。しかも1年間通して96%、これは、ちょっと異常ですよ。

だから行政のトップが、これをやめましょと、そういう姿勢を示さない限り、これは直らない。もう一度、答弁して下さい。

○議長 秋成茂信君

副市長、答弁。

○副市長 後小路一雄君

こういう入札制度につきましては、議会からもご指摘・ご指導を受けて毎年、改善できる所は改善をしているわけですので、また今年の結果を踏まえて、22年度も改善できる所は改善していきたいと思っております。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

十分に実績を踏まえて、改善に向かって努力して頂きたいと思います。二度とこのような質問をさせないようにして頂きたい。

それと、福祉課長、豊前市の生活保護率というのは、4～5年前までは1000分の6から1000分の7だった。それで去年は1000分の8.5、今年は1000分の9.2と上がっていますよね。上がっている理由は何ですか。

○議長 秋成茂信君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 岩本孝子君

お答えいたします。平成21年度の生活保護の開始の理由としましては、失業、事業不振、倒産によるものが前年度より増加し、開始件数の約3割を占めておりますが、社会情勢を反映したものと考えております。以上でございます。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

それで、増えていきますよね。そうすると不景気が続いているんですが、将来も増え続けるというふうに見込まれているわけ。

○議長 秋成茂信君

福祉課長。

○福祉課長 岩本孝子君

今後の動向につきましては、全国的にも県内においても、保護世帯が増加しており、住まい対策、ハローワーク等の相談窓口の機能の拡充、強化等が、今後も促進されることにより、保護率の上昇に歯止めがかかることが期待されているのが現状であります。

以上です。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

いずれにしろ、歯止めがかからない可能性が多いわけですね。そうすると、豊前市は今192世帯ですね。だから社会福祉主事はケースワーカーは3名でいい。だけど、これが240世帯を超す可能性があるわけです。増加率を見ていくとね。そうすると240世帯を超すと、ケースワーカーを1人増やさなきゃならん、社会福祉主事を。これは、資格のある職員が後1名配置されていますか。

○議長 秋成茂信君

福祉課長。

○福祉課長 岩本孝子君

社会福祉法の中で、市の設置する事務所にあっては、被保護世帯の数が240以下であるときは、3とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数となっておりますので、240を超えてもすぐには4とはなりません。以上です。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

そこら辺よく見とって、240世帯を超えたらケースワーカー1名増やすのか。80だから半分ぐらいでいいのか、240を超えたら、すぐケースワーカーを1名増やさなきゃ、要するに個別で面談する仕事量が増えるんだから、その限界点が240というふうに本質の主旨がなっているはずだから、それは、ちょっと研究しておいて下さい。

後、生活保護を終わりにして準要保護なんですけど、教育長、生活保護率が、先程言いましたように豊前市は1000分の9.5ですよ。豊前市の準要保護率といったら悪いんだけど、要するに小・中学校の生徒2151人に対して、260人の保護があるんですよ、準要保護を含めて。これ率に直すと1000分の120ある。だから生活保護が1000分の9なのに、準要保護が1000分の120あるんです。ちょっと数字が異常、桁が違うんじゃないかと思いますが、どうですか。

○議長 秋成茂信君

教育課長、答弁。

○教育課長 戸成保道君

保護率と準要保護の関係で、ご指摘がありましたけど、一応、対象者数を申し上げますと、保護率は全住民の数を対象としております。今言う準要保護につきましては、豊前市の生徒に対して、準要保護をいくらしているかということで、その基準となる数字がかなり異なりますので、一概にどうだということは結論付けにくいと思います。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

あのね。準要保護というのは、生活保護の認定基準に対して、全世帯の所得を合計した

ものが、生活保護認定基準の1.3倍未満と決まっているわけよね。そうなってくると、全市民を相手にしてないんだから上がりますよということになるけれど、例えば、三毛門小学校は準要保護が50人おる。率にすると1000分の158。私は三毛門校区が、それほど貧困社会の校区とは思ってない。実際、私は三毛門校区に住んでいる。

準要保護は1000分の158ある。それほど部落の中に住んでいて、そう貧困家庭が多いような感じがしないんだけど、その辺、どうなの。

○議長 秋成茂信君

教育課長。

○教育課長 戸成保道君

準要保護の助成と言いましょうか、受ける基準というのが、一応、豊前就学援助規則というのがあります。これに基づいて援助しているわけなんです、その中に基準としていろいろあります。その中で一番多くあるのが、今の時点で、こういうことを言ってどうか分かりませんが、児童扶養手当を貰っている方が大体多いということで、今、準要保護の認定の形にはなっております。それで、三毛門地区がどうこうということは、原因的な所は分かりませんが、一応、貧困だから準要保護を受けるということにはなっていないと思います。以上です。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

生活保護認定基準の1.31.3倍未満で、全世帯の所得を調査しなさいとなっている。貧困とか何とか関係ないんですよ。生活保護を認定する基準があるでしょう。その1.3倍以内に抑えなさいと。しかも、その本人の所得でなしに全世帯の所得ですよ。全世帯の合計の所得が、その1.3倍未満に抑えろというのが趣旨なんです。それができてる。

○議長 秋成茂信君

教育課長。

○教育課長 戸成保道君

その分は児童扶養手当の関係のご質問と思いますが、一応、児童扶養手当につきましては福祉になりますけども、収入と言いますか、その世帯の経済状態等を勘案して、その中で援助等があれば、児童扶養手当の認定の時期に、引っかかってくると思いますが、今時点で、児童扶養手当を貰っておれば、一応、準要保護の対象になるということになっておりますので、その基準等に照らし合わせて、うちのほうが認定しているという状態です。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

準要保護と今、私が言いよるのは、給食の免除だけを限定して言っているんで、広げん

でもいいです。それで、要するに準要保護、いわゆる給食費免除をやる場合は、学校長が民生委員に調べてもらうわけでしょう。そのときには、申請した本人だけじゃない、全体の所得ですよ、同居する人全体の世帯の所得が、その基準に入っているか。

あなたが言うように、この一覧表の中、この中に1つでも入れればいいんじゃないし、トータル、全世帯の所得が生活保護基準認定の1.3未満に抑えなさいと、これは法律の鉄則ですよ。だからそれをやっているかと。

○議長 秋成茂信君

教育課長。

○教育課長 戸成保道君

準要保護の申請につきましては毎年っております。その中で、先程言いましたように、民生委員さんの調書という分の意見書が、その中に入っております、それに基づいてやっておりますし、先程、何度も申し上げておりますように、児童扶養手当の関係の基準を満たしておれば、うちのほうはやらないという形になりませんし、それから、今おっしゃられましたように、家族の把握、所帯の経済状態を把握しているか、というご質問でございしますが、一応、住民票等の分で、まず確認いたしまして、その方に別に援助者がおるかどうかということになりますと、それは児童扶養手当を認定された時点で、そういうふうな形で今現在やっております。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

それは調査をよくしてやって下さいね。それと、給食費、修学旅行費というのは、1回全部、皆さんから払ってもらって、そして困った人が申請があつて認められたら、学期末にお支払じゃなくて戻すわけです。だから1回、鉄則として払ってもらおうと。それは実行されていますか。

○議長 秋成茂信君

教育課長。

○教育課長 戸成保道君

その点につきましては、先程も議員さんが申されたように、給食費、学級費等は、一応、学校が現金袋を渡しまして、一応、納入していただくということになっております。

それに基づいて、学期末に学校長のほうから、その保護者に対してお金を補助するという形をとっております、現在では、全て納めてもらうような方式になっております。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○15番 尾家啓介君

それは100%して下さいね。だから準要保護率が120もあつて、しかも給食費未納

はゼロ。その上、給食費は毎月払いなさいよと払ってもらって、学期末にお返ししますよと。その未納がゼロというのが、準要保護率でもって毎月、毎月先に払ってもらわうわけよ。それで給食費未納がゼロと、そこら辺が納得できん。本当に毎月払ってもらっているのか確認します。

○議長 秋成茂信君
教育課長。

○教育課長 戸成保道君

おっしゃるように、必ず入っているかと申しますと、一応、給食費の袋を渡しても、中には1ヵ月、2ヵ月遅れる方もございます。その方が例えば、準要保護の方であれば、学期末に保護者の方から承諾をいただきまして、その足りない分に対しては、準要保護費の分を給食費のほうに充当していただくという形をとらせていただいています。

○議長 秋成茂信君
尾家議員。

○15番 尾家啓介君

ということは、準要保護の認定をされている人は封筒だけ戻すと。それで学期末に準要保護手当が出たら、それから差引きますということで、今現状されていると。これは豊前市だけではない。これは少なくとも京築教育事務所管内、皆やっている。これは、要するに悪用ですよ。運用の悪用。だから運用の悪用とは、税金の無駄遣いですから・・・

○議長 秋成茂信君

はい、時間を厳守したいと思いますので、以上で健友会の質問を終わります。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 12時02分

再開 13時00分

○副議長 中村勇希君

・永議員の質問に対する教育長の答弁で、教育長から訂正があるそうなので、教育長の発言を認めます。教育長。

○教育長 森重高岑君

午前中の・永議員の市立図書館のことについての質問の中で、誤った答弁をしていましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

平成19年12月4日に、第14回の教育委員会を開いております。その中の議案第15号で、豊前市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について説明しております。理由は、平成20年4月より、図書館の運営を指定管理者に行わせるため、ということで、教育委員会、教育委員の中で論議をいたしまして、教育委員長長の採決で、15号につきましては可決といたします、という経緯がありましたことを、訂正して報告させて頂きたいと思います。大変失礼しました。

○副議長 中村勇希君

会議録を含めて訂正をお願いいたします。

一般質問を続けます。鎌田晃二議員の質問、よろしく申し上げます。

○2番 鎌田晃二君

こんにちは。一生懸命、元気いっぱいやりますので、よろしく申し上げます。

まず、安全・安心のまちづくりということで、AEDについて、お尋ねいたします。

昨日、今本議員が質問されましたので、かぶらないように質問をしていきたいと思えます。心臓に電気ショックを与えて救命するAEDについて、何点か、お伺いいたします。

AEDは2004年から、一般市民の使用が可能になりました。そこで、消防庁が全国の消防本部、消防局からデータを集めたところ、2008年に心筋梗塞などで患者が心肺停止した6万3283件のうち、病院以外の一般市民の前で起きたケースは、2万769件、このうち、ほぼ半数の9970件で、市民により心肺蘇生がなされております。

中でも、またAEDが、その中で使われたのが429件ということで2.1%。それも昨日、今本議員が指摘をされておりました。この数字は2005年の46件に比べると、10倍近く増えてはおりますが、まだ使用率は低いと思えます。

そこでお伺いいたします。まず2008年度、設置義務化された本市のAEDの設置状況は、昨日の答弁で29台、九電2、JA1、それから恵光園1、重岡、花岡1という答弁がありましたけども、ほかにこれからの設置予定はあるでしょうか。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

これも先般の議会で、榎本議員から充実をしたらどうかと。特に市内に高齢者もおるので、場所を考えて公民館あたりに設置せよ、というご質問を頂いておまして、この件については、取り組みますという答弁をしておりますので、今年も2台設置を計画してまして、来年度も設置をしていきたいと、計画を財務とも相談をして、実現可能な予算取りをしていく決意でございます。よろしくお申し上げます。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

厚生労働省の研究班によると、AEDの設置台数は、約2008年12月、20万台、医療機関や消防署以外で、市民が使える場所として、公的施設や商業施設、マンションなどに15万台、年々設置数が急増する一方で周知が進まず、使用に不安を抱く人が多いことなどがあげられております。

NPO法人のAED普及協会は、設置数を考えれば、使用件数をもっと増えてもおかしくない、使う人、使える人の数が設置数に追いついていないと指摘しております。

昨日の答弁で、音声による使用説明が流れると言っておりましたけれども、いざ倒れた人を前にしたときに、なかなか対応ができないというのが本当じゃないでしょうか。

市の職員が2、3年に一度、消防団が2年に一度、講習を行っているという答弁でしたが、使えるため体験できる機会を少しでも増やすことが急務であると思います。

兵庫県医師会では、独自に認定書を発行、教える人を増やして広げております。豊前市でも、民生委員、区長、公民館長、議員でもそうかと思うんですが、そういった使える人を増やすという取り組みはできないもののでしょうか。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

現在のところ、AEDを含みます心肺蘇生の救急救命の資格につきましては、指導者の資格を持つ広域消防の救急救命士という国家資格を持つ者がおるわけですが、この者たちの手によって、この講習を受け終了証書を受領しているところでございます。

これは年間に400人程度、これは消防署によりますと、申し込んで頂ければ、人数は少々少ないでも2～3人でも行きますよと。現地派遣いたしますという答弁を頂いておりますので、現在のところでも、400名講習を受けるのがやっとなんかということではなくて、広域消防の119のほうに申し込みをしていただければ、まだ相当の講習希望者には指導して頂けると。なおかつ、この救急救命士による指導は人形も持って来ますし、それから機器も、いろんな種類の機器はいろんなタイプがあるわけでありまして。

そういう何種類かの機器も持って来ますので、より現実的にきめ細かく、ただ講習時間が、やはり専門の手によるものですから、最低でも2時間近く講習を受けていただかなければならないということがあります。そういった部分で、議員ご提案の市の職員、消防団は何回も講習を受けて、ある程度、知識のある者が教えるということは、どうだろうかということですが、予備的にAEDの使い方ぐらいは、大丈夫だと思いますが、やはりある程度の医学的知識もあったほうがいいのかということ、その点、やはり医師会とか、いろんな所と意見交換して、今日のご提言については、どのような形でやれば普及の速度を上げることができるかということについては、関係機関と協議をさせていただきたいと思っております。今日のところは協議をするということで、ご理解いただきたいと思います。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

本当に全国的に普及は進んで、使う人がなかなかいないという形の問題が起きていますので、本当に最低でも民生委員や区長、また議員、私も使えないんですが、勉強して、いざというときに対応ができるような体制を整えてほしいと思います。

もう1つ提案なんですが、貸し出しする制度を設けたらどうかと思うんですね。

これは町民体育祭とか、またソフトボール大会とか、天地山の所であるんですけども、そういったときに、不慮の事故の場合に、このAEDを貸し出しする。これは自治体でもやっている所がありますが、サッカーもそうですね、草野球もそうです。どうでしょうかね、この案は。

○副議長 中村勇希君
総務課長。

○総務課長 相本義親君

十分とは言えませんが、1台、社会教育課に貸し出しを設けておきまして、申し込んでいただければ、1台で十分かというご意見はあろうかと思いますが、貸し出しを1台確保していることだけは申し上げておきたいと思います。

○副議長 中村勇希君
鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

そうですね。もし余裕があれば、1台を2台という形もとられていいんではないかと思えます。消防庁によると、AEDを使わなかった場合、患者の1ヵ月の生存率は9.8%、使用した場合は43.8%と4.5倍にアップしております。

また、1ヵ月後の社会復帰率ということで、未使用では5.6、使った場合は38.2ということで、6.8倍になっております。救急隊員が到着するまで、少しでも早く処置をしてもらうことが、救命につながると思いますので、これからも使える人の育成に努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、安全・安心のまちづくりということで、2番目に火災警報器のことについて、お尋ねいたします。総務省消防庁は、消防法の改正により、2011年5月31日までに設置された、義務化された住宅用火災警報器の普及率について、2009年12月時点で推計結果を発表しました。全国の普及率は52.0%、前回調査の2009年3月から6.1ポイント増えたものの、条例で既に設置が義務化された自治体でも60.8%です。

福岡県は65.2%、京築広域圏では41.6%という結果が出ております。最近、新聞・テレビなどで火災の報道をよく見かけますが、住宅火災による死者が後を絶っておりません。消防庁が発表した平成21年度の1月から9月における火災の概要ということで、総出火件数が3万9694件、前年度比898件の減、火災による総死者が1397人、前年度よりも123人減少、住宅火災による死者は754人、前年度より95人減少、このうち65歳以上の高齢者が449人で、前年度よりも91人減、住宅火災による死者数の約60%が高齢者、やはり65歳以上となっております。

時間帯では、午後10時から6時までの就寝時間によく発生しているということです。このような状況に対応するために、消防法及び火災予防条例が改正され、新築住宅については2006年6月1日から、既存住宅については2008年6月1日から、住宅用火災

警報器の設置及び維持が義務付けられました。住宅用火災警報器により、火災を早期発見し、消火器などで住民による消火を行えば、更に本市の火災発生を抑止、また発生しても被害を最小限に抑えることができ、安心・安全のまちづくりにも貢献できると考えます。

そこでお伺いたします。2008年度、設置義務化された住宅用火災警報器の豊前市の設置率は、どのくらいでしょうか。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

この火災警報器の設置の事業主と言いますか、管理をするのは、京築広域圏消防本部が条例で制定してありまして、ここが集約団体になるのでございますが、広域圏のほうに聞きましたところ、正確な数の把握はできていないということであります。

ただ、前回のご質問等にもお答えいたしました。設置状況は新築については、もう法律で義務付けられていますから心配ないんですが、既存につきましては、うまくいってないであろうということで、区長会、民生委員会に協力をいただき、消防団が市内の各家庭に回覧板を回しまして、ボランティアで設置をするということで、かなり安い金額で設置をしております。

現在、2200個、独自に付けました。戸数にして1200世帯、消防団が付けております。その前に、合河の消防団が独自に合河管内、角田の消防団が独自に、角田の管内を網羅して、うちについては、少なくとも70以下ということはないんじゃないかというふうに考えていますが、お金が若干かかるわけでございます。こういった問題で、今後、民生委員会や区長会の協力をいただきまして、どの程度、付けていない家があるのか、聞き取り調査等をしていながら、そういう所については、どのような働きかけをしていけばいいのかということについて、考えてみたいと思っております。

今のところ、希望があれば、市内であれば、消防団のほうでボランティアで付けていただくシステムは、まだ継続しておりますので、もしそういった希望がある場合については、市のほうにご連絡を頂きたいと考えております。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

この設置率というのは、消防団員が個人のお宅に立ち入り検査というのは、現行法でできないわけですね。だから正確な数を掌握するのは難しいとは思いますが。私の所も去年買って、この質問をするので昨日付けました。そういった状況で、買っても付けてない方もいらっしゃるかわからないので、本当にこの数値というのは難しいと思っております。

ですから、これはアンケート調査等を実施して、設置推計として取るしかないと思うんですね。設置場所も、消防団の方も言われていましたけども、台所や寝室、階段というこ

とで私も付けたんですけども、一番亡くなられるのが寝室ということで、この設置率が低いんですね。これは、豊前市でもアンケートを取っていただければ分かると思いますが、そういった点も含めて指導して行って、この普及に努めて頂きたい。これはお願いです。

それから、もう1つ、住宅用火災警報器設置による抑止効果というのは、どういう具合に見解というか、課長、あると思います。短くお願いします。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

私どもも火災現場等の状況については、逐一分析をさせてもらっておりますが、やはり議員がご指摘のように、夜間、寝室でと、逃げ遅れということで、その死亡率が非常に高うございます。少なくとも、これを付ければ、煙の感知と熱感知と両方あるわけですが、どちらを付けるかということについては、家人の判断になるわけですが、耳の不自由な方にも光で案内するとか、いろんな方法がありますので、かなりの抑止力があると。

少なくとも、これを付けて早期に逃げれば、殆ど市内で発生した火災は、命を奪われるということにはなかったのではなかろうかというのが、近年の特徴ですので、私どもとしては、今まで火災現場に行ったときには、必ずこれが付いてございません。

これの普及がかなりの威力を発揮するというのは、信じて疑わないところでありますので、どのくらいの抑止力があるかと聞かれると、ちょっと答えにくいのですが、100%近い効果を発揮していただけるものと確信しております。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

ここに愛知県の豊橋市のデータがあるんですけども、住宅火災だけ、もう時間がありませんので、見ますと24件中19件、早期に発見されたということで、未然に防がれたというデータがあります。今、課長が言われたように、火災があった所は警報器が付いてなかったということですね。だから、これは本当に抑止効果、抑制効果はあるんじゃないかと思っておりますので、しっかりまた付けていきたいと思っております。

次に、住宅用火災警報器の、これからの設置推進の取り組みです。これを3点ぐらいに分けてお聞きしたいと思います。まず、地域推進組織ということで、今、ボランティアで消防署がということでありましたけども、ここに兵庫県三木市という所の地域推進組織による取り組みということで、消防本部を設けて自治会連合会、また地区協議会、各自治体の組織図があるんですが、こういった形ではやってはいいですかね。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

残念ながら、そのような組織をもっているわけではございません。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

これも、1つの検討課題でもいいんじゃないかと思います。

2番目に、共同購入ということで、例えば、江戸川区では、渚ニュータウン管理組合が一括して大量に買って安く市民に提供するとか、千葉県千葉市では、建物の取引業組合が、一括購入して民間に分けるとい、いろいろな方法を取っておりますが、こういったことはなされておりますかね。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

火災警報器については、全国的にもうちが購入した価格は、最も安い価格ではなかったかと思っております。パナソニックの製品でして、熱感知より煙感知のほうがいいだろうということで、煙で反応するというタイプでございまして、確か5000円を切った価格で取り付けをしたのではなかったかと記憶しております。正確な金額は、本会議ですから数字を間違ふとまずいで、ちょっと私も度忘れていますが、とにかく、市内の電気業者に言わせると、そんな価格では仕入れでも入らんと言われまして、ここの調整も終わって導入した記憶がございまして。価格的には、市に申し込んで頂ければ、利益なしでやっておりますので、期待には応えられると思います。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

もう1つ、財政措置による活用ということで例があるんですが、例えば、地域活性化経済危機対策臨時交付金とか、緊急雇用創出事業等で、こういったものを活用して、取り組んでいる所もあります。豊前市も市営住宅には付けたんじゃないですかね。

それで、自治体によれば、65歳以上の高齢者に付けるとか、いろんなことをやっているんですね。低所得者に補助金を設けたり、無料で配布したり、いろんなことをやっております。利用者に収入に応じた警報器の購入費用の助成等を行っている所もありますし、先程言われた耳の不自由な方、障害者でなくても耳の遠い方もいらっしゃいますね。

そういった場合に、光が発信される物を付けたり、いろんなことがなされております。どうですか、こういった財政措置というか、中には、本当に無料で高齢者、65歳以上に配ったとか、障害者の方とか、いろんなことをやっておりますが、豊前市では、そういった考えはないでしょうか。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

近隣の自治体でも、そういった営みをしている所があるということについては、聞き及んでおりまして検討させて頂きました。とりあえず、最も安い料金で体の不自由な方、お年寄りから消防団に希望があれば、家庭の中に強制的に入ることはできませんので、無料で取り付けますよ、という作業をやっていただきましたので、この普及状況の中で今後、やはり財政的な問題から、取り付けることが困難というようなケースが多々出るようであれば、これは上司ともよく相談をして検討したいと思いますが、うちの金額で言うと、1万円ぐらいで、最低でも2個は付けられるということですので、この負担が可能かどうかという問題は、論議が割れるところであると思いますが、とりあえず、今のところ、自主努力に期待をしようということで、うちは、そういう方法をとってきております。

今後の検討課題としては、いろんなご助言をいただきながら、いろんな角度から分析をして、命に関わることでありますので、金銭的な問題が大きく影響しているという事例が多々あれば、これは検討していかなければならん課題ではないかと思っている次第でございます。よろしくご理解をお願い申し上げます。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

高齢の方とか、障害を持った方とか、本当に弱者が逃げ遅れてというのが多いんで、是非、市としても、真剣に財政措置という形で適用をお願いしたいと思います。

最後に、もう1点、こういうのに出てくるのが、悪質な訪問販売ということなんですね。これに対して、市の何か予防策というのは考えていらっしゃるでしょうか。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

予防策でございますが、これは、あらかじめ広域消防が、何回も訪問販売の被害にあわないようにということで、事前に設置義務化の前に、何回もパンフレットと言いますか、チラシと言いますか、お配りをして頂いておりまして、また、なおかつ、消防団が家庭訪問等もして頂きましたので、市内ではゼロとは言いませんが、殆ど、こういう業者のつけ込む余地が、かなり自己防衛で解決したのではなかろうかと思っております、そういった極端な被害があるという報告は、今のところ聞いておりません。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

分かりました。これは2011年5月31日までにとということで、締め切りが決まって

おりますけども、課長、これの具体的な実施時期、期限という形ではないと思うんですね。結局2008年から2011年5月31日まで、市町村で条例を策定せよという形になっていると思うんですが、このことについてはどんなふうに。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

この条例につきましては、京築広域圏消防本部が独自に条例をつくりまして、義務化を福岡県の場合してしまして、大分県は、1年遅れで確かなっていったと思います。

福岡県のほうが1年早く義務化を条例でつくっている。広域圏の構成団体については、この法律でもう完全に、ただ罰則規定がないものですから、どれだけの効果があるのかということと、先程、鎌田議員が言いましたように、個別調査で強制的に家の中に立ち入りして調査をするというような、事業主に対するスプリンクラーみたいなものがないわけがあります。その関係で、議員がご心配の条例の網をすり抜ける、それから情報が的確に伝わらない市民の方が、ついつい、うっかりというケースがあるのかなと思っておりますので、今後とも、今日のご提言を十分に活かしながら、今後の市政運営に活かしていきたいと思っております。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

本当に火災発生の抑制効果という観点では、優れたものだと思いますので、総務課長、次のまた申し送りというか、しっかりお願いいたします。

続きまして、犬のフン被害について、お尋ねいたします。区長や住民の方から、何時も犬のフンをどうかしてほしい、猫もそうでしょうけれども相談が入ってきます。

不快なだけじゃなくて、病気を広めるという危険性もありますので、フンというのは、野犬、また飼い犬だと思うんですけれども、最近、あまり野良犬は見かけませんけれども、市の方では、その数は把握しているんですか。野犬の数は分かりますか。

○副議長 中村勇希君

生活環境課長。

○生活環境課長 中川裕次君

野犬につきましては、住民の方からの相談をもとに、特に、お子さんや住民の方に危害を加える恐れのあるものにつきましては、京築福祉環境事務所の職員と同行して、捕獲をしております。現在、差し迫っては、そういう危険が生ずるという相談は受けておりません。以上です。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

自分たちのときは、結構、野良犬が多かったんですけども、痛ましい事件もありました。今は、あまり見ない。フンというのは、恐らく飼い犬が殆どじゃないかと思うんです。

豊前市に飼い犬条例というのがありまして、第5条の4に、犬の飼い主は飼い犬が道路、公園、その他の公共の場所において、フンを排泄した場合、直ちにフンを除去しなければならない、とあります。しかし、これは絵に描いた餅というか、何の効力もないのが現実です。そんな条例があること自体、私も議員になるまでは知りませんでしたし、市民の方も知らない方が殆どじゃないでしょうかね。そこで、豊前市にも苦情が入ってきていると思うんですが、どういった対策を講じておりますかね。

○副議長 中村勇希君

生活環境課長。

○生活環境課長 中川裕次君

現在、犬の放し飼いやフンの被害に対する相談件数は、月に大体1、2件まわっておりま。飼い主、また、そういう行為をさせる方の特定ができた場合は、個別指導を行わせていただきますが、特にフン被害等、地域で顔見知りの方とか、なかなか相談者の方も具体的に誰々の犬がということをおっしゃれないケースが非常に多うございます。

そういった場合は、よく協議をいたしまして、飼い主に注意を呼びかける看板の貸し出し、また躰やマナーに関する注意文を市報に掲載したり、苦情発生地区において回覧して頂くというような手法を取らせていただいております。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

実際に、特定できた場合、個別指導というのは1件、2件というか、ありますか。

実際にやったことはあるんですか。

○副議長 中村勇希君

生活環境課長。

○生活環境課長 中川裕次君

フン被害ではございません。放し飼いで、特に、大型犬等を庭等で放し飼いしているというケースについては、職員が訪問して鎖につないでいただくなり、檻の中に入れていただくというお願いをしております。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

そこで難しんですよ、なかなか個別的に指導するというのもですね。

それで、いくつか、いろいろ考えたんですけども、登録している飼い主に注意書を送付

するとか、いろんな手があると思うんですよね。後、登録のときとか、また狂犬病の予防注射の際に、犬の散歩のときとか、しっかりフンの処理をするような指導をしていただくとか、また公報にもよく載っておりますけれども、ただ載せるだけじゃなくて、こういった条例があるんだよということも載せたり、またフンの処理方法、今いろいろインターネットなどに載っておりますけれども、そういったものを載せるとか、後、敷地の自分の庭に入ってきてフンをするという、おしっこもそうでしょうけれども、今、いい薬があって、置いておくだけで入って来れない。

猫なんか特にそうでしょうけれども、後、スプレーとかありますので、そういった情報も公報に載せるとか、また、最終的には条例の強化、いろんな自治体がやっていますが、過料したり罰則を設けております。こういった条例の強化という点では、どういうお考えでしょうか。

○副議長 中村勇希君

生活環境課長。

○生活環境課長 中川裕次君

先程、議員さんから提案がありました条例の内容を広報する、またはそういった飼い主の方に直接、こういう条例を守って下さいという呼びかけなり、迷惑を受けた方に対しても、豊前市はこういう条例に則って、フンを放置することは条例違反で罰金の対象となりますよ、ということを広く呼びかけていきたいと思っております。

ただ、条例の強化については、近隣市町等では、まだフン被害に対する罰則規定まで盛り込んでいる所はございません。豊前市だけでございます。また、近年、美観に関するポイ捨て条例等では、罰金等が1000円とか2000円という規定ですが、豊前市の飼い犬条例においては、措置命令等に従わなかった場合は、5万円以下の罰金ということで、罰則は十分重い状況になっているのではなかろうかと思えます。以上です。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

このフンを排泄した場合、除去しないというのは、これは罰則には入ってないと思いますが、入っているんですか。私が読む限りでは9条、10条だけが罰則5万円以下の過料になっておりますけれども、フンでも、これは罰金を取れるんですか。

○副議長 中村勇希君

生活環境課長。

○生活環境課長 中川裕次君

本市の第10条第1項に第7条の規定による措置命令に従わなかった者ということであり、第7条につきましては、第3条から第6条までの措置命令等になっておりますので、第5条第4項の犬の飼い主は、飼い犬が道路、公園、その他、公共の場所においてフ

ンを排泄した場合、直ちにフンを除去しなければならないという項目について、原因が行われて、それも守らずに措置命令を行ったと。それに従わなかったという場合においては、罰則規定に該当するということでございます。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

はい、よく分かりました。これも是非、広報等に載せて頂いて、市民の意識をかえていくという戦いになると思うんですね。実際に、そういうことは難しいと思います。

そういった罰則を設ける、広報に載せることによって抑止力と言いますか、これは時間がかかると思うんですけども、コツコツやっていくしかないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

6分しかありませんが、次にガン対策について、いきたいと思います。

ちょっと、時間がなくなりましたね。今や2人に1人が、がんで亡くなっております。

2人に1人ががんになって、3人に1人が亡くなっていくというようなことになっております。人類の課題じゃないでしょうか。それで子宮頸がんについて、お尋ねいたします。ちょっと時間がなくてはしよりますけれども、子宮頸がんは予防できるがんということで有名です。最近、やっと北朝鮮と日本ではなかったんですが、予防ワクチンが承認されました。これを打てば、がん検診とのセットでほぼ100%予防が可能だということを言われております。

そして、先日、国会でも長妻大臣が答弁されておりましたけれども、ちょっと先行きは、ちょっと不透明です、国がどうするかはですね。それで、各自治体が独自に公費負担をしておる所がありますけれども、例えば、はしよるもんですから、文章がつながるかどうかが難しんですけども、埼玉県志木市とか、兵庫県明石市、いろんな所が中学1年生の女子213人に、これは新潟県の魚沼市ですが、対象に全額補助していると。

ちょっと調べましたら、豊前市中学校1年生で284名いらっしゃいます。それで、これに助成して予防注射をすると、最低852万円ぐらいかかります。財政は厳しんですけども、私も1歳のときに母をがんで亡くしておりますので、これは例えば、ここに執行部の皆さんの中にも娘さんやお孫さんが、こういったことがあってはいけないんですけども、将来、子宮頸がんを命を落とされるようなことがあったときに、やっぱり豊前市はあのときに財政が厳しかったけれども、助成をして子宮頸がんの撲滅というか、ワクチンをすることによって防げたのではないかと、必ず後悔が出ると思うんですね。

お金よりも命というか、そういった部分で、子宮頸がんのワクチンへの公費助成を、市長、どうですか、決断なされるお気持ちはありませんかね。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

ご答弁申し上げます。副作用の確認や国の動向、そして私自身の認識を含めて、今日、議員が質問して、はい、いきましようとして今までいっておりません。けれども、よく研究して検討していきたいと思えます。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

よろしくお願ひします。最後に、安心・安全な子育てということ、ちょっとまたはしよって言います。千束小学校の女の子が自宅で留守番をしていたときに、ドアを開けてという不審者の男が入ってこようとした事件がありました。回覧板が回ってきたわけですが、親が働いている間、放課後児童クラブで過ごすということは、こういった事件防止にもつながっているんじゃないかと思えます。

兵庫県明石市では、施設の定員に余裕がある場合は、1年から3年とは限ってなくて、4年から6年も入所させているわけ。それで私、見に行ったところ、この設置面積というのは、給湯器とか、いろいろあるので難しいので、実際はそれより狭いんで、後2箇所、八屋とか広い所ですね、三毛門とか、そういった所しか考えられないと思うんで、できないかどうか、ご答弁をお願いします。

○副議長 中村勇希君

福祉課長。

○福祉課長 岩本孝子君

ご質問にお答ひします。三毛門、八屋地区につきましては、平成22年4月の利用予定者が、平成20年4月より減となっておりますが、本来の対象児童の利用増に備える必要もあり、現状では4年生から6年生の受け入れについての検討は難しいかと考えます。

○副議長 中村勇希君

鎌田議員。

○2番 鎌田晃二君

以上で、時間がありませんので終わります。

○副議長 中村勇希君

鎌田晃二議員の質問を終わります。

ここで、議事運営上、休憩をいたします。15分ほどの休憩で再開いたす予定です。

休憩 13時45分

再開 13時55分

○副議長 中村勇希君

休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続行いたします。

豊友会の質問を行います。最初に、榎本義憲議員、お願ひいたします。

○4番 榎本義憲君

皆さん、こんにちは。今回、市長より所信表明演説で、将来への3つの課題、規律ある行財政運営などに全力で取り組むという決意が述べられました。私たち豊友会としても、更なる豊前市の発展を願い、今から質問をさせていただきます。

まず、最初に、定住自立圏構想について、お尋ねいたします。市長、ご存知のように、定住自立圏構想の大きな目標は、地域の皆さんが安心して暮らせる地域づくり、更に、地方圏の人口の流出を食い止め、人口増対策が大きな目標でございます。

豊前市として、中津市民病院にバスの乗り入れをされ、努力をされているようですが、自立圏構想に参加するにあたって、それ以外に特に目標と言いますか、提案等をもって臨まれているかどうか、まず、最初に、そのことをお聞かせ下さい。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

そのご指摘の前に、この話があったときに思ったのは、あっ、これは今までにないこと。県を越えてできることもあるんじゃないか。まず、そういう内容以前に、感覚的に行政対応が福岡県の東の端で止まったのが風穴が開くと。そして、それまで我々の地域は、商業、婚姻、昔からの同じような地域でありましたので、よい土壌ができたと思ったところでございます。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

そこで、市長、やはり中津市民病院に、バスも大変なご苦勞をされていると思いますけども、やはり目標と言いますか、考え方をもちて臨まないで、豊前市の存在というのがないのではないかと。いろんな公約が決められていると思いますけど、まず人事交流について、何かお考えでしょうか。そのことをお聞かせ下さい。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

中津市民病院の件は、その前に前段階がありました。定住自立圏構想の前に、中津市立病院の建替えというか、そういう話が出たときに、中津の市長からも要請がありまして、豊後高田から築上町もいっていいでしょうかとということで、そういうことで話が一応あったわけでございます。そういうことですから、最初から諸刃の剣のように、いい面も悪い面もという気持ちもあるけれども、やるからには3分の2、いい面、3分の1は検討面、こういうような気持ちで全て臨んでいきたいと思っております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

そのような取り組みをする場合、市長、例えば、中津市の職員、豊前市の職員を人事で交流して、いろんな意見を、中津の人には豊前のいい所を知ってもらい、豊前の職員には中津のいいことを知って、お互いに意見を出しあって、知恵を出し合ってやるというような考え方はどうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

テーマにあります人材・人事交流ですね。これもじゃ何も考えず、前相談をせずということでは早急でございまして、もう大体組織が出て本音もまちで出て、今からやはり人づくり、一番大事ないろいろ政策を言っても人づくりですので、当然、豊前も福岡県の代表として、豊前市を思っていますので、私は大分県の県北の代表として中津を思っておりますから、そこは人事交流が大きな柱になると思っております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

そこで、人事交流のことはよろしくお願ひしますが、やはり豊前市として、いろんな考え方をもって臨んでいただく。確かに中津市が中心市になると思うんですけども、豊前市として一定の目標、そのことは、この築上地区の代表として、1つの案を持っていただきたいと思います。

1つとして、人事交流は皆さんと一緒にやるということですから、この地域には、いろんな文化がありますね、求菩提山を中心として。豊前市独自にパンフレットをつくったり、いろんな取り組みをしていますけれども、豊前市独自じゃなくて、中津市全体を含めて、いろんな観光パンフレット、或いは、宣伝、その他一緒に取り組んでいただくというような方法で会議に臨んでいただくことはどうでしょうか、市長。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

その前に、ふれておかなければならない福岡県との大分県との、この話をするのに福岡県に相談をせずにさっさと行ったわけではありません、よく相談しました。

福岡県の了解、ご相談を受けながら臨んでいるわけでありまして、京築アメニティ構想の中で、県の政策課の人が来たときは、今どんな話をしているか、こうだと、こういうことも言っているわけでございますので、その点は、中津の属国になるつもりは、ひとつもありません。中津のほうも言うんですよ。車のナンバーを見たら、大分県と、あんまり

良くないと、福岡県はいいぞと、一部の人が言っているか分かりませんが、そういうことで、大分県は中津の福岡県に対しての魅力も、相当持っているわけでございます。

そういうことですから、よく対等・平等、そして特性を持って求菩提文化は中津はありません。福沢諭吉は豊前はありませんので、海と山のコントラストは、いいんじゃないかなろうかと思っているところでございます。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

そういったことで、市長、中津と豊前が敵対するということではなくて、お互いに力を出しあいこすることなく仲良くしてほしいなど。というのは、やはり豊前市は小さいですから、いろんなパンフレットで観光をする場合も、お金がない。中津の宣伝力と豊前の宣伝力と、どちらが強いかという話じゃなくて、一緒にしてほしいなと思うんです。

例えば、豊前には求菩提山がある、中津には福沢諭吉がある、そういったものを1日の観光コースをつくって、例えば、外国人の訪問者は福岡県と別府に多いですね。

そういった方々にも、PRをしてというようなことの取り組みをしてほしいなというふうに思います。これはご答弁はいいです。

それから、先程言ったような、午前中、職業訓練校の話も出ていましたけれども、そういったものを含めて、やっぱりお互いにそういったものを大事にしていく、盛り立てていくような取り組みをしてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

一番大事なことは、宇佐・豊後高田、これが国東石仏文化と一緒にやろうということがあるんですよ。宇佐の今の市長は、前の中津市の助役でして、当選して宇佐市の助役が落選したんですよ。ですから、この定住圏構想に対しては、宇佐自身は、相当いろいろ大変なようでありますので、むしろ中津市も豊前と手を組んでやろうということですので、パンフレット等は、今から共同、或いはもっと大胆に切り込んで、福岡県と大分県の代表ぐらいの気持ちでいきたいと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

是非、市長、市長の所信表明と同じように全力で取り組んでほしいなと思います。

もう1つ、定住圏の中で、もし榎本の意見ですから、できなければできないでいいんですが、高校がありますね、私立高校。中津市は福沢諭吉さんが慶応義塾ですかね、そういった高校があるんで、人口増をするために、私立高校を誘致したらどうだろうかと思うんで

すが、この点について、市長、簡単にいいですから。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

その前に、扇城高校の80周年に呼ばれて行きました。日ごろ行ってなかったので行きましたら、一番のトップは三毛門の方です。三毛門の方がおりまして、初めて来たなということでございまして、今バレーボールが強いんじゃないですかね。

そういうことで、男性の柔道等も高校は強いですし、かなり前向きにいつているなど。その向こうに行きますと柳ヶ浦高校がありますね。柳ヶ浦高校があつて、看護師と野球ですか、ただ頭が痛いのは、生徒数、500名ちょっとですね。大変でございます。

今、榎本議員のご提案ですけれども、県立の我が青豊高校も960名、頑張っていますけれども、さあ私立高校どうなるか。ちょっと現実の選択として、行橋・京都・京築では私立はありませんね。東筑紫がありますけれども、ちょっと消極的になるかも分らんけれども、課題として思っておきます。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

その点は、決して中津市ということではなくて、豊前市のこちらにですね。例えば中・高一貫の私立高校、慶応義塾の話をしましたけれども、そういったことができれば、青豊高校1つですから、ここに出来ればという思いもありますので、議論をしていただければありがたいなということで、ご提案申し上げました。

それと、もう1つ、今、パスポートの申請とか、いろんな申請がありますね。土地の登記については、中津市でできますけれども、パスポートは北九州市まで行ったり、いろんなことがありますね。そういった事務手続きも、全て中津市でできるような、そういったことになればいいなと、市民の方も多くの方が望んでいますので、その点についても、もしできればご提案していただきたいと思っております。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

パスポートの件、昔は確か博多だけだったと思います。今は北九州市、豊前市民の中で、中津はやりよるぞと、何故、豊前市はせんかと叱られる点もありますが、パスポートの場合、これは県ブロックなのか、ちょっと私は不勉強ですけども、もう国際化時代ですので、いい提案じゃなからうかと。それと、この定住自立圏の中で、突き進んでいきましたら、教育と後は県の施設、水産試験場は大分県にないんですよ、国東半島まで。そのこの共同的な運営とか、後は農改普及所、教育庁ですね。県を越えてのテーマもできるんじゃないかと

うかと思えますから、特に保健所が行橋市に行っていますから、中津のほうにという話もできるだろうと思えます。そうになりましたら、吉富が一番最初に入るのではないかと考えております。それは横に置きまして、その件も県の施設もかなり応用、国の関係もそうです。やはり、これからのテーマになろうかと思えます。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

是非、やはり定住自立圏構想を利用して、地域が仲良くやれるように、頑張ってくださいと思います。是非よろしくお願いします。

では、次の質問に入らせていただきます。私たち豊友会は、これまで安心・安全なまちづくり、また人口増対策、少子化対策、高齢化対策、そして収税対策など、いろいろな要求を掲げ質問を行ってきました。議会ごとに素晴らしいご答弁をいただいています。その後、答弁に基づいて、どういった取り組みをされているのか、まずお聞きしたいと思います。

まず、最初に、水害対策、或いは、高潮対策としての湾岸道路について、どのような取り組みをされたのか、お聞かせ下さい。

○副議長 中村勇希君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

それでは、ご質問にお答えします。高潮対策と湾岸道路ということではありますが、湾岸道路の早期実現につきましては、期成会が組織されておりまして、毎年度、陳情活動を行っているところでございます。県にあっては、東九州自動車道の早期建設を現在、優先させておりまして、計画の位置付けが見送られてきております。

また、湾岸道路の建設ルートには、架橋が多く建設費が多額となることや、築城基地の横断ができないことなど、現実には課題が多く残されております。しかしながら、路線を一部供用する山国川最下流架橋から吉富港線、豊前インターチェンジへのルート、いわゆる県境道路ですが、この整備につきましては、積極的に整備促進を図っていくということでございます。

一方で、福岡県は、東九州自動車道の整備について、政権交代による公共事業費の削減や、高速道路無料化などにより、高速道路行政が不透明な中、予算の確保に危機感を募らせております。湾岸道路につきましては、関係自治体から政権交代の影響を見守る必要があるとの意見も出ている状況でございます。以上です。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

湾岸道路は分かりました。私が聞きたいのは、この関係については担当課長に聞きます

ので、市長には後、まとめて聞きますから、担当課長に答弁をお願いします。

高潮対策、水害対策、八屋の住吉とか宇島の神明町とか、あのあたりも高潮、いろいろあるじゃないですか。それについては、どのように対策をされ、どのように今、検討されていますか。それをお聞かせ下さい。簡潔をお願いします。

○副議長 中村勇希君

上下水道課長。

○上下水道課長 谷内英仁君

神明町の高潮に関係しましては、22年度に予算を組んで計画を立てております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

また再度、この次、お聞きしますので、どういった計画書か、そのことも教えていただきたいと思います。

次に、防災対策について、総務課長にお尋ねします。昨日・今日と素晴らしいトップでの検討というのをお聞きしました。要は高齢者、それから、高齢者だけではありませんけれども、市民の方々がいち早く、どういった状況になっているのか、台風ではどういった状況なのか、或いは、津波とかは、どういう状況に豊前市があるのかというのを市民は知りたいと思うんですね。幹部の皆さんだけではなくて。その辺で、防災無線の話を従前しましたけど、その後、どのような検討をされましたか。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

防災無線でございますが、今までの答弁でもさせてもらっているんですが、これは安く見積もっても3億円とか、7億円とか8億円とかいう金額で、豊前市の場合、面積が広いということと、山を沢山抱えているということがありまして、そういう単価がかかるという提示をいただいております、国の補助事業にのせたいというのが、私どもの基本姿勢でございます、そのためには、古い防災計画をつくり変えなさいと、それが優先順位1位ですよということでしたので、お約束しておりました防災計画を、今年度中に完成をさせることで努力しております、現実に、たたき台、県の審査、或いは、国の審査も終わりました、これなら大体いだろうということで、2、3回防災委員のほうへ検討もしていただいております。これが整い次第、防災マップもつくっていきたい。

これによりまして、議員からご意見いただいております風水害、それから、いろんな災害に対する土砂崩れ、山崩れ、そういったものを盛り込んだ防災マップを、合わせて市民に配布したいと考えております。

国は、2015年までに、今までも答弁しておりますが、デジタル化をなささいという

ことをございまして、うちの広域消防がアナログ型で、非常に旧式と、これとのリンクの問題がございまして、私どもとしては、まず、ここに先にデジタル化をして、メーカーの互換性がどうしても今ないということでもあります。そういうことで、2015年前までには完成をさせますので、私はいませんけど、後の者が頑張ると思いますので、今暫く、ご辛抱いただきたいと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

そこで市長にお尋ねですけれども、市民の皆さんが、やはりいち早く防災体制というか、どういった災害が起こるのか、火事はどうなっているのかと、聞きたいと思うんですね。そのことでお金が3億円かかるというのは、補助事業にのせたらどれだけの補助が出るか分かりませんが、市長の決意を教えてください。よろしくお願いします。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

今が3月ですが、2月の終わりに北九州・筑豊ブロック市長会議、9名おりました、そのテーマが全くこれなんです。安心・安全なまちづくりのテーマで、各々の市が報告しておりました。進んでいる所もあるし、着手した所もあるということですので、特に、ただ9つある中で、海を持っている所は、行橋とうちと北九州だけですね。

筑豊、海のない所は違った考え、山のある所もあんまりないですね。山と海があつてのことですので、他のまちよりもお金がかかるわけですが、大体もうハード事業も相当、市営住宅等も終わりましたので、後は恐らくこれだろうと、耐震も大体目途が付いたならば、でありますので、山と海、面積の111、広い所がございまして、3億円ぐらいかかるかも分かりませんが、やはりこれは逃れられないことだと思っております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

財政的に、市長、厳しいと思いますが、やはり市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりは、非常に大事だと思いますので、是非、頑張ってくださいと思います。

では、次の項目に入ります。AEDについては、もう総務課長、先程、鎌田議員のご答弁で、素晴らしい答弁をいただいておりますので、頑張ってください。

駐輪場について、お尋ねします。前回の質問で駐輪場対策もやっていくというお話でしたが、その後、どのような対策をされましたか。

○副議長 中村勇希君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

お答えします。9月議会でご提言いただいた件でございますが、新年度からになります
が、定期的に駐輪指導員を配置して、マナーの向上を図りたいと考えております。

また、現在、まちづくり課のほうで、自由通路の整備を検討しております。駐輪場の入
り口付近の改善工事をあわせて進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

豊前市の顔ですからね、是非、頑張って1日でも早くできるようにして下さい。
では、次に、市民会館のスロープについて、お尋ねします。前回、スロープを横につくる
と言っていましたが、その後、どのようになりましたか、教えて下さい。

○副議長 中村勇希君

教育課長。

○教育課長 戸成保道君

前回、市民会館のバリアフリー化ということで、ご質問を受けまして、スロープをとい
うことで検討しておりますが、今時点で、市民会館は、やっと身障者用のトイレを改装し
て、ホールの出入りの車椅子の対応につきましても、西側の出入り口を利用させていただ
いております。それで、将来的なことで申し訳ないんですが、施設の利用と財源等を含め
て、バリアフリー化を考えていかななくてはならないと思っておりますけども、今時点で、
具体的にどうこうということはありませんが、財政当局と相談しながら、将来的には考え
ていきたいと思っております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

課長ね、やはり市民会館は、体の不自由な方も利用すると思うんですよ。そういったと
きに西側とは、どうなるんですか。土木事務所側ですか。そこは何か段みたいになって障
害があって、車椅子で行くたって行かれないと思うんですよ。やっぱりそういった対応
を、ずっと何年前から障害年とか、いろいろされて、その後、豊前市がそういったこと
に対応しないというのは、課長、やっぱり私はおかしいと思う。やはり財政当局と1日も早
く協議をして、今年予算が入っていないかどうか分かりませんが、予算を付けて対応
していくというのが、ものすごく大事だと思うんですよ。豊前市の姿勢というのは、そ
ういうのが問われると思いますよ。教育長、その辺、どうですか。

○副議長 中村勇希君

教育長。

○教育長 森重高岑君

やはり、できるだけ高齢者、或いは、障害者、全市民が安心して使えるような施設にするために、早めに計画をつくっていきたいと考えております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

是非、教育長、あなたを中心に管理はあなたの部署ですから、やはり財政当局とよく話されて、1日も早く、障害者の方が自由に使えるようにしていただきたいと思います。

次に、新住居表示について、総務課長、お尋ねします。その後、どのような取り組みになったのでしょうか、教えて下さい。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

モデル地区をつくって、確か榎本議員は推進をしようということでもございました。何地区か話をいたしました。総論は皆さん、そう反対がないんですが、具体的に、その中で何人かの区長さんから何時もお叱りを受けるんですが、伝統行事の問題と財産権の問題で、お前が考えるほど簡単ではないぞ、ということで、入り口論としては、議員のご提言もありまして、私どもも区長会と個別に、それぞれの旧町村単位で区長さんたちが集まる時に行って意見交換をしたんですが、残念ながら期待のところまでいっていません。

ただ空気としては、前ほど強硬な反対というのが減ってきていますので、議員たちのご支援もいただきながら、この問題については、是非ともモデル地区をつくって、1、2個突破すれば、かなりうまくいくのではないかと、私も思っていますので、新しい課長に引き継いで、必ずこの問題は、1、2年中に成功させる方向の糸口をつくりたいと決意としては、そのように考えまして、具体的に話し合いをしましたが、結果としては、残念ながら不発でございます。申し訳ございません。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

やはり市民の方が、郵便物がまとめて届かなかったり、宅配がうまくいかないという話があります。相手のあることですが、やはり粘り強く市民の方々の希望に添えるように、頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

それから、市バスの関係で、中津市民病院に乗り入れるということで、市民の方々は、現在、走っている市バスが便数が減るのではないかと、もの凄く心配されているんですが、その点はどうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

基本的に、このバス事業については、委託事業でお願いするということでありまして、市バスは直営でございます。健全経営に努めて議会の指導や住民の指導もいただきながら、市バスは健全な運営をやっておりまして、このバス事業に影響を与えるようなことは、いささかもない、上司からもそのような指示はいただいておりませんし、私自身の考えの中に、市バスは乗り易くすることにしても、合理化をする計画は今のところございません。

ご理解をいただきたいと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、人口増対策について、お尋ねいたします。従前、工業地の用地確保のために、小石原地区、いろんな地区でお話をされているというふう聞いておりますし、工業地確保に努力されるという話も聞いております。その後、どのような取り組みをされたのか、教えてください。

○副議長 中村勇希君

まちづくり課長。

○まちづくり課長 福丸和弘君

榎本議員のおっしゃる東部地区、小石原地区の工業団地ですが、20年7月から小石原地区、六郎地区等に説明会に入りましたが、その後、20年度末に急激な景気の悪化により、現在、一時中断しております。ただ、平成22年度予算で、進入路の予算編成をしております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

進入路とは、どこの進入路ですか。

○副議長 中村勇希君

まちづくり課長。

○まちづくり課長 福丸和弘君

今度、造成する予定の六郎11号線と言いまして、寿屋フロンテの裏側の道路を拡張する予定にしております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

ということは、工業団地の確保は、まだ諦めてないということ、諦めているという言い方は悪いんですが、市長が従前の答弁で、何があっても頑張るという決意表明をいただいています、そのことで黙々と推進しているということですね。

○副議長 中村勇希君

まちづくり課長。

○まちづくり課長 福丸和弘君

そのとおりでございます。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

東部工業団地の件は分かりましたけども、新たな工業団地の創設を考えてほしいなど。というのが、臨海工業線の話と一緒にってくるんですが、臨海工業線の工事を進めて、その内水面にできる土地を有効利用として、工業団地としての確保というのが、私は十分に考えられるのではないかと思います、この点についてはどうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

まちづくり課長。

○まちづくり課長 福丸和弘君

今、市の考えとしましては、2つも3つも一遍に工業団地を抱える余裕はございませんので、まず、1つずつ片付けていきたいと思えます。

○4番 榎本義憲君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

2つも3つも、工業団地に市が土地を買ってするんですか。

○副議長 中村勇希君

まちづくり課長。

○まちづくり課長 福丸和弘君

2つと申しましたが、先程言われた東部工業団地と、能徳工業団地の拡張も今進めております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

工業団地の拡張というのは、土地開発公社か何か土地を買ってされるわけじゃないでしょう。そういった目標というのは、私は長い目で長いスパンをつくって、今度はこういう具合にやっていくよと、行き当たりばつり的に東部工業団地がこれ、次がこれ、行き当たりばつりじゃなくて、次がこれときちっと決めて、目標年次に向かっているかないと、

人が代われればできないという話になっていくと思うんですよ。市長、その辺で、やはり一定の目標を持たれて、臨海工業線は何時のことか分からないけれども、それぐらいの気持ちを持って、市長、臨まれる体制というのはどうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

今、榎本議員が言われている件は、能徳工業団地の推進の用地確保だろうと思います。能徳工業団地に残っている今度の予算ですね。駐車場の予算をあげておりますけれども、もう1団地やろうという予定です。もう1つ、じゃ海に面している所の側でどうかと、この件は漁業組合等も吉富から門司まで了解がいるわけで、簡単にはいきませんが、そういう話と加えて、景気が上向いてというか、景気の自信ができれば、東九州自動車道のインターチェンジが設置され、それからの流れも生ずるだろうと、海への流れですね。

こう思っております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

やはり長い目標を持って、先に準備をしていくことが工場誘致ができる、企業を誘致できるのではないかと。企業が来るようになって、はじめて土地を探すようなことでは、なかなか企業は来ないのではないかと思いますので、是非、頑張ってくださいと思います。

そこで、従前、企業に対するPRと言いますか、そういった企業に来ていただきたい、東部工業団地を確保しようとしているわけなんですけれども、その北校跡地も同じですけども、そのようなPR活動を、従前してくれというお話をしましたが、その後、どのようなPR活動をしましたか、そのことについて教えてください。

○副議長 中村勇希君

まちづくり課長。

○まちづくり課長 福丸和弘君

PR活動ですが、各工業団地の会合、総会等に赴いたときに、各企業に採用のお願いをしております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

課長、そうじゃなくて、企業を誘致するために出向いて、何かPR活動をされましたか。企業誘致のため。

○副議長 中村勇希君

まちづくり課長。

○まちづくり課長 福丸和弘君

企業誘致の関係は、県の企業局と密に連絡を取り合って情報をいただいております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

その辺、やはり市長はされていると思いますけども、やはり担当課長も一生懸命、連携をつくって、企業誘致だけじゃなくて、会社の人脈というのがあると思うんですよ。

いろんなお話があったときに、もっと積極的に行って、例えば、市長の腕を引っ張っていくぐらいの気持ちでいきましょうよ、市長。そうじゃないと豊前に来ませんよと。

今、全国的に景気が厳しいですから、じっと待っておっても来ないと思うんですよ。

話をちょっと聞けば、そこに出向いていく、市長、一緒に行きましょうやというぐらいの気持ちで臨んでほしいと思いますが、その辺どうですか、市長。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

今、幸いなことに立地した所は拡張すると。もっと広げようという話は、1個、2個あります。それもやはりいい所から来ていただいたなと思っていますので、いずれにしても積極的にやっっていこうということが、来年4月から大きなテーマになろうと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

そのときに市長。例えば固定資産税の減免、或いは、豊前市民を雇用したときに、奨励措置と言いますか、そういったこともあわせて検討してほしいなど。他の県、市では、そのためにものすごく努力されているんですね、景気が悪いから。特別の上乗せと言いますか、そのような措置をすることが必要と思いますが、市長、その点はどうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

今やっている企業立地委員会で報告している関係ですね。加えて、また増設や地元企業も含めてしておるわけでありまして。今の提案ですが、そういう方法を取るのがいいのか、或いは、もっと違った方法を取るのがいいのか、いずれにしても手段はいろいろあると思うんですが、積極的にアタックしていこうと思うところであります。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

是非、市長、いい方向で頑張っていたきたいと思います。

それから、市長のお話の中で、新規の住宅建設というのは、もう考えていないようなお話をされましたが、もしそのようなお話が起こったときに、行政が公営住宅を建てていくというんじゃなくて、やはり民活の利用をしてやるべき時期に来ているのではないかと。

そのときに、民間のアパートを行政が認めたとき、このアパートなら公営住宅に代わる分で相応しいかと認めたときに、補助金等を出して援助をやれば、行政負担は軽くなるのではないかと思うんですが、そういった援助について、市長、どのように思いますか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

援助の前に、やはり豊前市に行っても税金は高くないぞと、動き易いなというふうにすることが、まず第1だろうと思いますから、まず、そういうことをしながら、援助もいろいろあって、横の吉富は持ち家に補助するとかしているようですね。それがどうなのかですが、まず、先程申し上げましたようなことで、税金の件等も、来やすいようにしたいということが、今のところの私の中の頭の中でいっぱいでございます。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

頭の隅に、そういった施策もいい所があれば、是非活用してほしいと思いますので、検討するときの材料に入れてほしいと思います。

それから、保育料の助成のことについて、お尋ねいたします。豊前市では、現在、同時に保育園3人行けば3人目はタダということですがけれども、戸籍上の3人目まで無料という話を従前したことがあるんですが、その後、どのようになりましたでしょうか、課長。

○副議長 中村勇希君

福祉課長。

○福祉課長 岩本孝子君

ご提案の保育料助成につきましては、協議をいたしました。市の財政状況等から、平成22年度においても予算化に至っておりません。以上です。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

市長、これは市長の施策と思うんですよ。戸籍上で3子が行けば無料にする、お金がかかります確かに。そのことは豊前市の1つの宣伝にもなると思うんですよ。今年予算にはないと担当課長が言っていますけども、その辺、市長、どうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

そういう指摘もありますけど、国も大変な状況でありますし、今日言えることは、来年度の予算化はしておりません。来年度はいたしません。けれども今言ったようなことで、保育料も今から8年前に3000万円投入して安くしたわけですので、絶対どうだということではなくて、今のご意見は、1つの方向ですから、少子化対策のですね。

テーマとして十分に考えていきたいと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

全国の話をしては何ですけど、全国的には、そういった努力をされている所もあるんですね。頑張ってください。そのことが豊前市のPRになると思いますので、是非よろしくをお願いします。

続きまして、収税対策の関係についてお尋ねします。すみませんね。通告書がどんどん飛んで、なるべくなら簡潔にいきたくて。

それで市長、市民税の特別徴収で、企業の方に税務課長を中心に、市長と一緒に普通徴収を特別徴収にさせて下さいということをお願いしたら、市長は考えますという答弁をいただいております。その後、どのようになったのでしょうか、まず教えて下さい。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

今の今、一緒にどんどん回っていることではありません。まだ考えているところであります。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

市長ね。1年遅れたら、また来年の話になりますので、やはり収税率を上げるためには、税務課長、やはりあなたのほうが市長に言わないと、市長は忙しい人ですから、場合によっては、副市長を連れて行くぐらいの気持ちで、各企業を訪問して、収税率を上げるためには特別徴収させて下さい。外国人の方を雇用しとって、税金を払わなくて帰国してしまえば、税金が取れないわけですよ。そのようなことを考えて、積極的に動いていただくと。

そのことは課長、どうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

特別徴収につきましては、非常に効果があるということでございまして、今できていない状況でございますが、今後、機会を見つけまして、是非努力してまいりたいと思います。

○副議長 中村勇希君
榎本議員。

○4番 榎本義憲君

課長ね、機会じゃないちゃ。あなた、先頭に立って副市長を引っ張っていかなきゃ、こういった問題についてはできませんよ。機会があるというのは、そういったらしいことではつまらんちゃ。課長いいですか。

それから、滞納者への補助金の制限について、お尋ねします。豊前市の税金を払わない、或いは、保育料を払わないといった方々について、豊前市が交付する補助金を何らかの方法で天引きをする、或いは、補償を制限することについて、どのようにお考えでしょうか。

○副議長 中村勇希君
財務課長。

○財務課長 池田直明君

お答えします。滞納者への補助金などの行政サービスでございますが、これについては、現在、10件、制限を加えております。来年度から更に2件、追加をいたしまして、更に拡大に向けて、関係課と協議をしていきたいと考えています。以上です。

○副議長 中村勇希君
榎本議員。

○4番 榎本義憲君

そういった厳しい対応をするときに、やはり市報か何かでお知らせをして、こういうこととなりますよと、そういったことをした方がより効果があると思われれますけども、どうでしょうか、その点について。

○副議長 中村勇希君
財務課長。

○財務課長 池田直明君

来年度から行政サービスを制限するものについては、市報等で、また流すかどうか、また上司と相談して判断したいと思っております。以上です。

○副議長 中村勇希君
榎本議員。

○4番 榎本義憲君

是非よろしく願いいたします。

次に、これは市長の関係ですが、収税員の対策について、従前、私が意見を言ったときに、市長も検討していただけたということでしたけれども、現在、収税員の方は何名かいらっしゃいますが、その方の或程度の処遇を考えないと、なかなか徴収率のアップにつながら

ないと思うんですが、その後、忙しいでしょうけれども、何か特別な方法か何かあれば教えてください。

○副議長 中村勇希君
税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

昨年5月より、県税職員5名と共同対策をやっておりまして、今年につきましては、今の段階で共同滞納整理事案33件、7274万7000円に対し、37件の1512万5000円の徴収実績がっております。今後、この対策は5年間続きますので、来年以降もそれに向けまして努力していきます。

○副議長 中村勇希君
榎本議員。

○4番 榎本義憲君

徴収対策は頑張っていたきたいと思うけれども、市長、やはり徴収吏員の処遇と言いますか、或程度考えていただかないと、なかなか思い切った収税対策ができないんじゃないかと思っております。

○副議長 中村勇希君
総務課長。

○総務課長 相本義親君

私も徴収担当の職員もしましたし係長もしました。徴収の難しさについては身をもって知っている1人でございます。そういう意味で、やる気の起こる改善というのは、議員もこの課におられて苦勞なさっておりますから、提言については、私も痛いほどよく分かっておりますので、上司にもある程度、この中で頑張った者は、将来的にその経験が有効に活かせるように、配慮しながらやっていかなければならないだろうという基本的な考え方は、経験ある者として十分に理解できますので、この部分については十分、引継ぎをしてご期待に応えられるように努力をしていきたいと、お約束をしておきたいと思っております。

○副議長 中村勇希君
榎本議員。

○4番 榎本義憲君

是非、よろしく申し上げます。市長、その点も、よく引き継ぎをしていただいて、よろしく申し上げます。

○副議長 中村勇希君
釜井市長。

○市長 釜井健介君

役所の場合は報酬で返すというのは、なかなか難しい、民間の場合は、もう全く割り切ることができるわけけれども、役所の場合は難しい面があるなと思っていますが、ただ難し

い難しいでは、どうもならん面もありましようから、それを含めて、こういう時代であります。将来どうするのか、今Gメンみたいに、いろいろ言われていますので、ちょっとその面、考えさせて下さい。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

是非、いい方向につくっていただきたいと思います。

それから、NPO法人の関係で、税務課長、なかなかそういった団体を悪用して税を逃れるという話がよくあります。そのことについては答弁はいいりません。是非、そういったことをさせないように頑張ってくださいと思います。

次の質問に入らせていただきます。国保税の資産割の廃止について、お尋ねします。

豊前市では、現在、国保税の資産割を取られておりますけれども、県下の中では、その徴収をしていない町村がかなりあります。私としては、固定資産税で資産税を取っているわけですから、あえて国保税まで普及させる必要はないのではないかという気持ちがありますが、そのことについて、お答え下さい。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

国保税の資産割につきましては、国民健康保険運営協議会におきましても、いろいろと議論されております。現在、21年度の調定額と言いますと、資産割対象となっている調定額が6926万4000円、約7000万円となっております。これを資産割は、現行38%であります。これを廃止して所得割だけにした場合、所得割が現行、これは医療分だけですが、基礎課税分だけで6.4%の2%を上回る8.4%にする必要があると試算をしております。以上です。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

課長ね。それは豊前市の考え方だと思うんですよ。福岡県だけを見ても、資産割を取っていない所は沢山あるんですよ。応能割でも少ない所は沢山あるんですよ。

平成22年から法律が改正されるんですよ。従前の減免措置だけの交付税から、今度はそういった資産割を応能割について、特別交付税措置がされるというのは、22年から制度が変わるんですよ。そのようなときに、今そういったのをしないと、やるときがないと思うんですよ。課長、どうですか、その辺。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

22年度の税制改正におきまして、応益割が従来の50・50に応能、応益が50・50に関わらず軽減ができる、応益の7・5・2割軽減が可能となると聞いています。今後、そういうふうになりますと、総合的に考えて、この資産割をどうするのかということ、国民健康保険運営協議会のご意見をふまえて検討いたしたいと思っています。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

あのね、課長。今度、法律改正になって応能割については、今までは応益割の7・5何割の減額のその分だけ交付税措置になっていたけれども、今度、資産割とかの分についても、特別交付税の措置になっているんですよ、制度改正で。そういったことを、個人の負担を増やさなくても、交付税措置になっていく、これは国の施策ですから、そのように切り替えていくという法律改正になっているんですよ。その辺、課長、どうなんですか。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

応益の7・5・2割軽減につきましては、現在、保険基盤安定負担金ということで、国と県のそれぞれの負担がございます。それは私ども知っておりますが、応能の分で交付税措置がされるというのは、ちょっと私どもは把握しておりませんで申し訳ございません。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

あのですね。これは健康課長は知ってるんじゃないですか。ここに国から示された案があって、今までは、特別調整交付金の補填は、7割・5割・3割のその分だけだったんですが、今度、制度としてぴしゃっと特別調整交付金の補填ということで、応能部分についても、その差額を補填するという制度が、明らかに国が示している中に載っているんですよ。その辺、課長、よく研究してみてください。絶対駄目だといえ、私はまた考えますが、こういった制度になっていて、各市町村の平均保険料の分の差額について、国が補填をするという制度を、ピシッと平成22年から書いているんです、見てみて下さいよ。

研究をして、やはり少しでも市民の方々の負担を軽減していく、そのことが私は行政職員として、ものすごく大事ではないかと思うんですよ。

他の市町村は、国保の負担金、同じ財政が厳しい状況の中で何件か私は調べています。大牟田市にしろ、中間市にしろ、福津市にしろ、ここは資産割ゼロなんですよ。なおかつ、応益割の均等割・平等割は、豊前市の2万4000円と2万7000円よりまだ下です。

そのような措置をしてやっている所も沢山あります。その分は、今国が示されている資

料によりますと、これは私が読んだ感じですが、特別調整交付金で補填されるようになっていんですよ。その辺、よく研究してみてください。この機会にやらなければ豊前市民は苦しむばかりですよ。その辺どうですか、課長。

○副議長 中村勇希君

分かる人。税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

その件は詳しく知っておりませんが、交付税措置ではなくて、応益の軽減の分につきましては、負担金が国と県と市の負担金で、保険基盤安定負担金というものが交付されています。その応益のほうにつきましては、22年度税制改正の中で、新たに非自発的失業につきましては、当該年度じゃなくて、その所得に係るものが軽減されると、100分の30で算定されるというのは聞いています。新しく税制改正の中で出ております。

今言ったように、応益の分が大幅に変わるという話は、まだお聞きしておりません、それは十分情報収集等をしていきたいと思っています。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

是非、よく調べて下さい。私が言っていることが間違っていないと思うけれども、万が一がありますので、よく調べてね。

市長。そこでね、豊前市は資産割をしているんですね。そのことが高齢者とか、或いは所得のない人にとっては辛いんですよ。自分で持ち家を持っている人については、資産割がかかって所得もないのに高い保険料を払っているというような状況があります。

その点について、市長、どうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

この件は、昔からの資産割の件の論議は、いろいろしていきながら、今の現状でございます。何もしないできているわけではないわけですし、家を持った人にとってのこと、豊前市の現実にあった政策だろうとしてきているわけですが、今、ご指摘、また時代の流れ等もこの際、検討してみようと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

是非、やはり考えていただきたい。非常に生活が厳しい状況の方が沢山いらっしゃいます。申し訳ないですけども、所得のある人については、払う能力があるかも分かりませんが、年金生活の苦しい方については、なかなか保険料を払うというのはきついわけです

から、よろしくお願ひいたします。

次に、固定資産税の税率について、市長、かねがね固定資産税の税率は、一律に1.5にするというお話をされて、今はどうか分かりませんが過去されてきました。

私は一律に固定資産税率を下げるというのは、私は基本的には反対です。過去、何度も言っていますけども、やはり公共下水道等を普及した地域としていない地域、山間部の地域と同じ税率でいくというのは、不平等があるのではないかなと。そこで、豊前市として不均一課税をしていただきたいと思っているわけですけども、そのことについて、市長、再度確認させていただきたいと思います。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

合併したときに町と市と差がある中で、不均一課税というのは1つあると思います。それと市の中でも、今言われたようなことで不均一課税をしている、確か中津はそうではないかと思ひます。下水道地域、中津は1.4に0.23、1.63をかけていると思ひます。終局というか、当面の目的はそういうことだろうと思ひます。

豊前市が合併したときには、町のほうは1.4でございますから1.4にする。そのときに都市計画地域は1.5となろうかと思ひますが、今回は、まず1.6を1.5にしよう。そして税金が高い、なかなか大事だという所を都市計画税を含めての1.5ならば、福岡県の市の中の真ん中よりもいけると考えているところでございます。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

市長ね。税率は一旦下げますと、なかなか上げるのは難しいと思ひますね。やはり不均一がもしできないとすると、私は不均一は賛成ですけども、できないとするならば、税率1.6はそのまま残すと。それ以外の地域について1.5にするとか1.4にするとか、そういう施策をすることによって、税収の減も賄える。額も減ってくる。

その分を他の施策に回されると思ひますが、市長、その点どうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

これは全く見解の相違です。やり方の相違です。まず税金が高いというようなことの中で、1.6を1.5にしよう。1億2000万円のお金をつくらうと。そして、その次の方法として町村とのこともあって、田舎等も1.4にしよう。まず1.5にしてやろうということでございますので、1.6をして、そう思ひっておりません。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

あのですね、市長。それは見解の相違と言われても、私はやはり納得できない部分があると思います。やはり他の市町村、県下的に見て、やはり都市計画税で1.6取っているところは沢山ありますけども、基本税率は1.4にしているんですね、最初から1.4なんです。下げて上げるんじゃないんですよ。最初から1.4の税率ですとて都市計画税を取って1.6なんですよ。豊前市は一旦1.6を1.5に下げますと、市長。

それを1.5を1.6にまた上げるということは、また大変なことになっていくと思うんですよ。税率は変わらない、見解の相違だと市長はと言われても、今の税金が変わらないですとていけば、そんなに思わないけれども、一旦下げた税金を、また何かの都市計画税を取るんで、1.5のままですとていけばいいんですけど、1.6にするということになれば、これは力が相当いると思うんですが、市長、その辺どうなんでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

豊前市の53年の歴史の中で、最初は1.4だったんですよ。そして1.6にして、昭和40年代に1.5にしまして、そしてやめて1.6にしました。私が市議になった4、5年前です。1.6からこのかたずっときているわけです。そういうことでございます。

その1.6のずっときているのを、まず1.5に下げて、そして次の手を考えようということでございます。誰が市長になるか分かりませんが、1.5を1.6にすることは厳しいと思いますが、それは今のところ頑張りをあり得ないことと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

であるなら、市長。では公共下水道が普及している地域と、やはり格差を設ける。何故かと言いますと、一般会計から来年度も3億円近いお金を出して入るんですね、公共下水道に。確かに地方交付税で返ってくるかもわかりませんが、市の持ち出しは凄く大きいんですよ。その辺でやはり、私は行政が行うサービスに格差があるとするなら、固定資産税に格差を設けるべきだと思いますが、市長、その辺どうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

その話は内輪の話です。外向きから言えば0.5下げたと、税金を安くした、頑張ったというのが外に対してのPRでございまして、内側は都市計画税の所と、そうじゃない所を次に格差をつけようと思っているところでございます。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

ということは、市長。確認ですが1.5を更に下げる考えもあるということですか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

町村の合併の問題を含めたときは、そういうような方向になるだろうと思っております。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

私とちょっと意見が合わない所がありますが、この問題については、いろんな議論を交わさせていただきたい。市長がいずれは、ご提案する機会があると思いますので、そのとき、ゆっくり議論をさせていただきたいと思います。

次の質問に移ります。規律ある行財政運営について、お尋ねいたします。

市長は、規律ある行財政運営のためには、公共サービスの見直しが必要であるというふう
に述べられました。私は、公共サービスの基本は、直営でやるべきだという考えをもって
います。しかし、現在の財政状況、特に財政指標と言いますか、将来負担比率、或いは、
起債の比率、或いは、経常収支比率、そういったものを考えたときに、ますます厳しくな
っていくのではないかと。そのような状況にありますから、これはやはり見直す必要がある。

更には、職員を減少させてきた、人数を少なくしてきた状況等を考えますと、残念なこ
とですけれども、行政サービスの、或いは、施設の管理等を民間委託にしていかにざるを得な
い。そして、また事業の見直し、支出の再検討等を十分にやっていくことが、今、必要で
はないかと思うんです。それをやらなければ、これからの厳しい状況を乗り切れないと思
いますので、更に、事業の見直しが必要だと思えます。

そこで、お尋ねいたします。先程の件とも関係がありますが、公共下水道事業の計画を
見直すお考えは、市長、ありませんか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

区域は予定通りの気持ちでございますが、ただ異論のある所もあるわけで、毎年するん
ではなくて、スロースローでいきたいと思えます。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

市長、スロースローというのは分かりますけどね。公共下水道に今年、出すお金は3億円なんです。これ、何時までそういったお金が出るとお思いですか。

私はこの機会に、公共下水道事業については、家の戸数がまとまっていない地域については、工事を中止して、合併浄化槽の推進をすべきだと思いますが、市長、その点どうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

問題は、もう西の方は前川で終わりです。南の方は皆さんのご要望等もありますので、野田から永久の所に引っ付ける関係は、可能性はあろうかと思えます。また東の方も沓川、三毛門ですけども、地域自体がなかなか異論もあるようでございます。ただ、吉富が全域下水道にする計画でございます。そうした場合、必ずまた、そのときの時点で下水道をしてくれという話もあるわけですので、今の今、じゃ三毛門の方にもう下水道はしないよというふうにはならないと思えます。だから先程言いましたように、ゆっくりじっくり、スロースローでいったらいいなと思えます。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

市長ね。それは吉富町のことを見れば、そういった話になるかも知りません。行政面積も小さいし、集落も一定規模まとまっています。豊前市の三毛門地域といっても、かなり戸数は少ないのではないかと思うんで、スローでいくということであれば、私は考え直してほしい。将来そういった検討する機会があれば考えていただきたい。

事業の見直しを行うことが、豊前市の今後のためになると思えます。合併浄化槽を推進すれば、それだけ市の持ち出しは少なくなるわけですから、是非ともその点を考えていただきたいと思えます。

それから、上下水道の関係について、お尋ねいたします。現在、水余り、水余りと言いますか、水が余っているからどうのこうの、伊良原ダムの水がどうだという議論が沢山されていますけれども、もしも万が一、水が余るなら、市長。その水を工業用水として使われたら、いろんな問題があるでしょう。上水を工業用水に使うということはね。

その水を工業用水として使うことについて、市長、どうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

今、豊前市の水道の中で、昔からの地下水に、まだ何本かありますし、特に築上北校の跡地は、きちっと水を確保しようと思っております。いろんな所が来ててもですね。

そして後、耶馬溪ダムですね。こういうことでございますし、総トン数の中で、前は3000トンあったなと思ったけど、もう井戸もだいぶ涸れまして、恐らく1000トンから1500～1600トン、2000トンが最大ではなかろうかと思います。

でありますので、今言われたように、ただ、どこもじゃ、ぎりぎりゼロで水道運営をしておりません。やはりプラスアルファの水は、どのまちも持っているんです。そうだけでも今言ったように、工業用水として使えるような要求等も少しあるわけでございます。

ただ値段が非常に違うんですね。工業用水は、うちの場合は45円、下水道の場合は210円ですか。ただ工業用水は苅田なんか25円ですよ。そうなるとなかなか難しい微妙な面があるわけですけども、時と場合によっては、工業用水も使うということは、当然だろうと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

市長、言い方が失礼ですけど、水が余るんなら価格を下げて工業用水に使って行って将来、合併ができて耶馬溪ダムの水でも取水ができるための対応として、工業用水を会社に使っていただいて、会社が設備投資をする前に、その水を使っておくということが、また非常に大事ではないか。そのためにも、水が余るなら値段を下げてでも工業用水として使っていただく、そのことが、より重要ではないかなと思うんですが、市長、価格の面があるでしょうけれども、その点の見解をひとつ。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

今、東部工業団地も2000トンのキャパシティで800トンから1000トン使っています。可能性がある。可能性があるということになれば、あそこに工場ができるわけですので、水の可能性がないと工場が来ませんので、議員が言われたことは大事なことでございますので、きちっと抑えていきたいと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

東部工業団地のみならず、やはり会社というのは、昔の能徳もありますし、こっちもありますね、九電さんもあります。その辺もできるなら使っていただきたい。そのような対応も検討していただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

業種によっては、自動車産業は全然水を使わないで、本当にびっくりしましたけどね。水を使う会社もあります。そういうことですが、そこはまた横に置きながら、必須条件でございいますから、水というのが重要だと、企業誘致対策だと、こう認識して進めていきたいと思ひます。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

是非、やはり東部工業団地の会社と能徳工業団地、或いは、その他の会社との工業用水の水の使用料が違ふというのは、非常に企業間での不信、行政に対する不信も招くかと思ひますので、市長、是非、検討をよろしくお願ひいたします。

続きます、経費削減の件について、お伺ひします。現在、市にはかなりの公用車があると思ひますけども、今は昔のように普通車じゃなければ遠くに行けないという時代は終わっていると思ひます。公用車は、いろんな公用車があると思ひますが、軽に切り替えて、経費削減にあたる、或いは、集中管理をしていただく、その点についてはどうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

お答えします。現在、全体で93台ございいます。これは特殊車両ですね。消防車、市バス等も含めた総合計でございいます。一般の私ども事務員が使っている公用車につきまして、そのうち軽が32台、普通車が6台でございいます。普通車は議会、市長車、そういうことで特殊車両で普通のバンとして使っているのが2台あります。これはかなり古くて、今年度予算を計上してございまして、もう買い替えの時は廃止をします。現在、乗用車については軽を買うという方針で臨んでございいます。

集中管理につきましては、現在、財務のほうで13台、集中管理をしております。

1階、2階の公用車、また1階の車について、集中管理できるものについては、集中管理してございまして、更に今、議員からご提案がございましたように、来年以降も私どものほうに集中管理を増やしていく方針で臨んでいきたいと考えてございいます。以上です。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

そうですね、是非、集中管理をお願いしますとともに、軽でも素晴らしいですから、軽に代わるものは大いに軽に代えていただく。経費の節減に取り組んでいただく。そのことを是非よろしくお願ひいたします。

続きます、施設管理の関係について、お尋ねいたします。今、施設管理については、NPO法人にいろいろ委託してございいますけれども、やっぱり人手でも少なくなってきた、

経費も少なくなってきた、更なる施設の管理を民間委託にする必要があると思うんですが、市長、その点どうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

かなり頑張って民間委託、ただ民間委託と言いましても、民間に全部売ってしまったりもう責任逃れではなくて、殆ど公設公的民営化運営路線でございますので、間違いないように、よろしく願い申し上げますが、これからも、やはり公設公的民営化運営路線を続けていくことが必要だろうと。これは、もう今年はいいぞとかやった場合、その分だけ市がかたむわけでございますので、そういう日々改革ということでやりたいと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

私も基本的には、最初申しましたように、施設管理は直営が一番いいと思っています。しかし、これだけ職員が減ったし、お金もなくなった。もうやむを得んという状況ですので、やはりできる限り、できるものはしていく、その方針が大事だと思います。

同じように、いろんなサービス事業がありますけども、いろんな問題があるでしょう。でもそういったものについても、市長、やはり検討する時期にきているのではないか。

いろんな直営でやっているものがあると思いますけども、そのようなものについても検討する時期に来ていると思いますが、市長、その点はどうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

特に利益、経済関係のものにつきましては、やはり赤字が出ないように思いましたけども、今度、北校の跡地の件でリース会社にリースした場合、場賃を取るわけでございますが、そうすると、既存の所で赤字が出らんように心配していた所から家賃を取る、場賃を取るということも起こるなど、こう思っております。

経済関係は、なかなか難しい、厳しいというかリスクもあるんですね。それは、もうぎりぎりまでいこうと思いますが、後そうじゃない関係は、やはりどうしても今、言ったような形で見直しというかやっていく必要があると思います。経済関係というのは見直しても、次のする人は経営能力がないとか、或いは、失敗するという可能性がありますから、その点だけ留意していきたいと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

是非、検討していただきたい。そういう時期ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この関係で、行政改革大綱の分が出ていたと思うんですが、これについては、もうすべて実現と言ひますか、すべてじゃないでしょうけれども、殆ど取り組みが完了したと解釈してよろしいんですかね。

○副議長 中村勇希君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

すべてではございません。前回言ひましたように、一部について取り組みが遅れている部分もござひますが、概ね達成できておりまして、財政効果として、1つ目標にしていた金額に対して140%達成率を現在見込んでおります。以上です。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

こういった答申も、いろんな問題もあるかも分かりませんが、できる限り実行していくというのも大事ではないかなと。そのための審議会ですので、是非よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、私の最後の質問になりますけども、提案制度についてお尋ねいたします。豊前市では、現在、職員の提案規定が定められております。しかし、この提案制度というのが、十分に活用されていないのではないかなと。これからの行政改革、或いは、行政を推進していく上で、職員の提案は極めて私は重要ではないかなと思ひます。

市長、よろしいですか。そこで、市長、優秀な提案があった場合、その処遇を考え、それなりのいろんな対応と言ひますか、いい方向に登用と言ひたら、また市長に怒られるかも分からないけど、そういったことを考え、制度改正をされたらどうでしょうか、その点どうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

この関係は、民間の場合だったら、売上げがよければ褒美が出るということですが、職員の場合、提案をどういう形ですればいいかと言ひましたら、やはり提案して政策、そして実務にプラスになるというようなことになろうかと思ひます。現状維持の発想、動きでは、もう次の年は、そのくらい遅れるわけですね。それは間違いありません。

提案を一生懸命しながら現状維持、少しプラスかなと、こう思うわけでござひます。そのためには、では提案だけでいいのか、或いは、今言われたようなことも加味するのか、或いは、もっと違った方法があるのかを含めて、やはりより良い提案、より良い実績ということもしている市もだいぶあります。ただ、なかなか整理整頓されていない所もあると

思いますけれども、では来年からするとは今日は言えませんが、職員の提案規定はやはり尊重すべきだと、前向きに取り組むべきだと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

前向きに、是非、取り組んで頂きたいと思いますけれども、市長、こう言ったら市長が腹立つかも分らんけども、4月に紙切れ一枚の選挙と言われましたけれども、やはり優秀な提案があったときに、その職員をそこにやってみる、やらせてみる、そういったことが大事ではないかなと。そのことによって行政というのは、うまくいく部分が出てくるのではないかと。そのときに、その提案に対して他の職員も一緒にしてみたいな、やってみたいなという職員があれば、人事異動にそこで配置をして仕事をやらせる。そのことがよりいいんじゃないか。その結果が良ければ昇格をしてあげればいいし、悪ければつまらんんじゃないかと言えばいいことだと思うんですね。市長、その点はどうでしょうか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

当然、今、言われたことに帰結すると思います。ただ人事は皆が決めるわけではないので、それはきちっとした人が決めるわけですが、その材料として、その証として、そういうようなことを試してみると。そして実績が上がればOKだと、上がらなければそうじゃないということの刺激というか、実績というか、そういうことで必要だろうと思います。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

是非、市長、よろしくお願ひします。期待しております、そのことについては。今年1年、もう4月が近いですが、是非ご期待に沿えるように、私も期待しておりますので、よろしくお願ひします。私の持ち時間、予定しておったよりも、ちょっと早く終わりましたけども、私の分は終わります。

○副議長 中村勇希君

榎本議員の質問を終わります。

続いて、磯永優二議員。

○10番 磯永優二君

12分早く、私の順番が回ってきました。今、うちの豊友会の榎本幹事長の質問と、釜井市長の答弁を聞いておまして、釜井市長が懐深くなったなと思う所と、うちの幹事長の質問の仕方が非常にうまくなって、歯車が噛み合うような議論を聞いておりました。

是非とも、今の議論の中で、こちらが問題提起した分については実現していただきたい

と思っています。この議会も、私が最後でございます。

この議場の中に長年勤められまして、2名の課長の定年退職の方と、聞くところによると、もう2名の勸奨で早期退職をされる方がおります。私も辞めて14年過ぎましたが、役所から離れて役所を見ますと、非常に役所のいい面が見えてきます。

しかし、おしなべて役所を辞めた人間は、自分が在籍していたときの役所の批判に回る部分が多いと思います。是非とも一市民になっても、今までの経験を活かして豊前市発展のために、側面から応援していただきたいと思ひますし、4名を代表して、ここに長年、釜井市政の縁の下の力持ちと言ひますか、支えて来られました総務課長の相本課長がおりますので、うちの局長の初山局長は、そこで事務をしなければいけませんので、総務課長、時間はありますから、そういうことで、今までの反省を含めて今後、いろんな関係で市役所はどうあるべきかということを残していただくために、お話をいただきたいと思ひます。

○副議長 中村勇希君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

私的なことで時間をいただいて恐縮に思っておりますが、17名、勸奨者を含めまして、今回、退職をするような状況でございます。私は定年でございますが、まだ予定者も含めましてですが、17名の同じ釜の飯を食べた同僚が辞めていきます。本当に長い間お世話になって、本当に市民のために、或いは、市民の目線に立って、どの程度仕事をしてきたのかということ、本当に恥ずかしい薄学非才で、それぞれ職員努力不足で、議員の足手まといになったり、市民の皆様からいろんなご批判、激励をいただいたりして、本当に日々、精進の連続でございましたが、どうにか、お蔭をもちまして、3月いっぱい無事に引退ができるんではなからうか。ただ、磯永議員も言いましたように、これからは大事であろうということでもあります。今日のご提言については肝に銘じまして、また17名の仲間にも、そういった思いを十分伝えまして、今後とも、豊前市政の一員として微力ではありますが、市民の立場に立って、謙虚に今までご指導いただいた恩を返していくように努めていかなければと考えております。

何か一言、今後のことを申せと言ひますが、今後のことを申せるほどの器でもございませぬし、本当に30年有余のご指導をいただき、勉強不足で反省する毎日でございましたが、いろんなご意見、ご提言を頂戴して少しずつであります、のろい歩みでございましたが、どうにかここまで辿りつくことができました。少しでも今後の人生でお役に立つようなことがあれば、皆様のご助言をいただきながら、また皆様のご指導をいただきながら、頑張っていきたいと考えておりますので、今まで以上のご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。これ以上のことを申すことはございませぬ。

本当にお世話になりました。

(拍手)

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

これからの第2の人生と言いますか、まだまだ60代は非常にまだ若いです。一番市民に近く、一番市役所の内情を分かった一市民になられると思いますので、今後とも17名の方には体に留意されながら、ご健闘されることを祈念いたします。

早速、うちの会派の質問の中で、榎本議員が殆ど質問はしましたが、1点だけ質問していない部分があります。それは廃屋対策について、12月議会だったと思いますが、通学路のすぐ横に仮に廃屋があって、その廃屋が倒れかかったときは、市の責任になるよということで、個人の財産を行政が片付けるという非常に難しい面はありますが、調査をして、今後、対策をするということでしたが、その後、どういう調査をして、この廃屋について、どういうふう to 今後していくのか、ご答弁をお願いいたします。

○副議長 中村勇希君

生活環境課長。

○生活環境課長 中川裕次君

廃屋対策につきましては、12月議会の中で質問をいただきました。現在まで地域から53件、相談が寄せられていまして、その中で解決に至っていない件数が32件ございます。その個々につきましては、相談がありましたら現地に赴きまして、その危険度の状態等を精査した上で、その後の対処のための基本方針等を練るとともに、関係する所有者、また所有者が不在な場合は管理者、または相続者等を調査いたしまして、お会いをしたり、または遠方の場合、手紙等を発送いたしまして、今後どういうふうに対処するのか、また危害の及ばないような整備をお願いしてきたところでございます。

そういった中で、通学路等に非常に危険性が及ぶというような廃屋等につきましては、教育委員会等とも相談をいたしまして、通学路の変更措置等、また所有者の承諾を得た中で、そういう落下等の危険のある瓦等の排除等を行ってきたところでございます。

現在におきましても生徒、または市民の方に危険が及ぶような箇所につきましては、相談を受け次第、現地に出向いた上で緊急、応急的な対処を進めていくとともに、将来的には所有者の方に撤去なり、または改善等をお願いし、また指導していくということでございます。以上です。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

今、聞くところによりますと、12月から何もしていないということですね。

私が言いよるのは、地権者並びに所有者が、そういう要請にのって片付けてくれる所に

については問題ないわけですよ。すぐ近々の事例で、うちの地区で、ごみのパッカー車が入りよった所が、本当に以前から空き家で、非常に屋根も崩れかけて、ごみのパッカー車が通って屋根に当たって崩したら悪いから、ごみの収集位置を変えて下さいという案件が1つありました。ありましたよね。そこについては、地権者もここにおられないし、相続人はどこにおるか分からないですけれどね。私が以前、質問したのは、勿論、そこは通学路にもなっています。そういう部分に対して、12月に聞いた話と1つも進んでいない。

全くしていない。いいですか。私もちょっと調べたところでは、危険家屋の認定か何か詳しくは調べておりませんが、広域消防で危険家屋の認定をすれば法的に処分・処置も可能ではないかなという事は聞いております。

そういうことで、各他の機関と協議をしましたか。ただ、課長、あなたが頭の中で思ったことを言いよるだけじゃないですか。それなら何もしていないということ。3ヵ月、何をしていたのか、どういう方面でどういう手を打って、しかしできませんと。私も言っぱなしじゃないから、そこら辺も調べたんですよ。そこら辺を答弁して下さい。

○副議長 中村勇希君

生活環境課長。

○生活環境課長 中川裕次君

個別案件的な対処は、その都度行っております。明神地区におきましても、今年度に入って3件のご相談を受けております。足が遅いというご指摘、ご批判は当然かと思えます。議員さんの隣接する道を挟んだ反対側にも空き家がありますし、私も現地に数度訪れさせていただいて、特にうちのパッカー車も関係する事案で、何とか所有者に面会を果たして、とにかく道路に出た部分について、市で片付ける同意をいただいた上で、12月に撤去させていただいたところであります。

(「1件、1件のことを聞いてはいない」の声あり)

本年度、市内全域において、空き家調査の実施をいたしたところであります。これは各区長さんをお願いをしまして、地域で、特に環境上、雑草があるとか倒壊の恐れがあるとかで、管理が不十分な空き家について調査をいたしております。

調査の結果、市内全域で757軒の空き家が存在しております。その空き家につきまして、5段階の評価を調査員の方をお願いいたしております。

1点目は、そのままの状況でも利用ができる件数が388件、今・・・

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

あのね、そういう調査をかけるのは、地元区長でもいいわけです。さっき私が聞いたのは、あらゆる機関について、いいですか。もう1回言いましょうか。地権者、所有者が処分してくれる物件については、市役所までお願いに来んわけ。私が言うのは、うちの近所

の1つの物件を崩してくれと、そんな小さなことを言いよるわけじゃない。

豊前市の中で、どうしても崩れない、地権者が分からない、所有者が分からない、そしておっても崩す財力がない、そういうのは行政として処分せなできんでしょう。しかし以前は、個人の所有財産については公は手が出らんと。しかし公が手が出らん、出らんとはいよって、もし、この前も言ったように、通学路の指定をしておって子どもに倒れかかったら誰が責任ですか。市の責任がありますよ。

だから私が言ったのは、質問した私でも広域消防に行っって、危険物の認定か何かしたら、要するに個人の財産でも行政が片付けられるような手がありますよ、という話を聞いたから、行政として、そういう他の機関等に問い合わせて、片付ける努力をしましたかと言いよるの。それを言いよるわけよ。

○副議長 中村勇希君

生活環境課長。

○生活環境課長 中川裕次君

現在、廃屋等、危険家屋の撤去を法的に進めていく法令として、建築基準法の第10条の規定がございます。保安上、危険が及ぶような家屋については、特定行政庁、ここにありますと県土整備事務所の建築主事が、その任にあたるわけですが、改善命令、措置命令等によって効果がなかった場合は、代執行等が認められているという状況でございます。

昨年と今年に入って、私のほうからも、県土整備事務所の建築課に問い合わせをしまして、いろいろ地域の中にも困っている案件があると。そういう部分について、建築基準法10条に基づく代執行等ができないでしょうかという相談をいたしました。現在、建築課としましては、既設の建築基準法上の違法建築物等については、措置等を行っているが、廃屋について、そこまでしっかりした基準が法的にあるわけではないので、実施については厳しいであろう。また具体的に、そういう相談を受けていないので、現実的に回答はできませんというような流れでございます。

他市の状況とか、全国的な状況等を現在、調査をしておりますが、特別に代執行等によって、行政がそういった建物を撤去する場合につきましては、やはり条例等に手順等を定めていく必要があるという現在、調査の過程においては、そういうことであります。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

ではね、条例等を整備していけばできるということならば、条例の整備をしよるわけですか。他市はどうなろうと関係ないわけなんよ。今は県の土木事務所と言わない、県の整備事務所というのか、直接市民と関わりない土木事務所に、誰が、あそこが崩れよるから整備して下さいと行くわけないやろうもん。市民が一番来るのは市役所ですよ。

他市がどうあろうと、じゃ今、あなたが言ったように、条例を整備すればできるなら条

例整備のために努力しよるんですか。しよるか、しよらんか一言でいい。相談したんか。

○副議長 中村勇希君

生活環境課長。

○生活環境課長 中川裕次君

現在の調査が、今、取りまとめ段階に入っております。その調査結果をもって、関係各課との間で検討会等の開催を、今後進めていきたいと考えています。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

あのね。市役所の3ヵ月ちゃ短いかしらんけど、本当に困った地区については、3ヵ月ちゃ長いんよ。じゃ3ヵ月、何をしよったんかね。いろいろ仕事はあろうけんが、条例を整備するために今から検討会する、役所の人間が検討するっちゃ、せんちゅうことなんよ。3ヵ月何もしてないのと一緒やろうもん。早急に6月議会にあげられるように。

そして1つだけ事例を言ったら、市長にひとつ答弁を。うちの地元で、これは焼却場に、要するにごみのほうにお願いをして、通学路で本当に倒れかかった物件が1つあったんですよ。これは市役所がどうしようもならんと言ったんですね。1市2町、ごみのほうですね。そちらのほうに行って崩してもらった事例もあるわけですよ。これは、本当は市が責任持っていけないけんと思うし、まさしく一遍事故があったわけですね、瓦が落ちて。

丁度うちの明神区で、そういう事例もあるわけですよ。あなたたちは頭で考えて、机上の空論だけを何時も言っても駄目なんよ。こっちが言うことに対して、できんならどうするとか、できるなら早くせな。12月に言ったことと1つも変わらんわけよ。これ、できんなら課長辞めるぐらいの覚悟でやらなつまらんよ。分かった。答弁はいらん。

次にいきます。徴収について。これは12月議会に我が会派で言いましたが、今まさしく申告の時期ですが、納税は義務であります。この義務を果たすためには、やはり平等に払わなければ、これは日本国民として義務なんですよ。その中で、滞納者についても、本当にどうしても払えない人、あっても払わない人、いろいろ条件は違います。

12月議会で総務委員会でも言いましたが、本当に足を運ばなければ、滞納者の実態調査として分からないのではないかということで話をしてましたが、そのときに、上司とも相談をして、鋭意、収税については努力をします、ということでありましたが、これも12月議会以降、3ヵ月経って、どういう徴収の努力をしたのか、それを答弁をして下さい。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

お尋ねの件は、滞納整理を含めて全般のことだと思いますが、1つ目は、総務委員会にお話があった軽自動車税の実態についての取り組みでございます。本年1月より実態調査

を開始いたしておりまして、現在、資料の作成業務をしております。

この実態調査について、2月現在の登録件数が1万4085件ございますけど、その中の滞納件数が4796件となっております。この滞納者に対しましては、電話及び文書で具体的に問い合わせを行っておりまして、滞納整理を実施しております。

滞納整理の方法につきましては、これは要綱を定めておりまして、軽自動車税についての滞納車両の課税保留取扱要綱等がございます。これでは、納税義務者である軽自動車の持ち主、もしくは徴税吏員の調査等によりまして、課税保留の必要があると認めるものについては、調査をするということになっておりまして、現在、その実態調査をしているところでございます。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

この前、委員会で言ったように、金額が小さいけど、この軽自動車税の滞納状況は約半分ですよ、登録件数の。これはやはり異常としか言いようがないんですよ。

全滞納の金額の中では小さいんですが、これについては、この前も言いましたが、既にナンバーがないとか、そういう案件もかなりあると思うんですよ。だから、そういう案件については、不能欠損か何かに落として、この件数から外していかなければ、この実態を市民が知ったら、まともに税金を払いませんよ。軽自動車税にしても、5割の人が払ってないと。それで通用するなら、誰も払いませんよ。これ。

市民税の徴収については、どういう努力をしましたか。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

市民税、県民税を含めて、現在やっておりますことは、先程ちょっとお話申しましたけど、県税等の共同滞納整理事案に載せまして、現在、徴収に努力をいたしております。

先程ちょっと結果についてふれましたが、共同滞納整理事案は33件でありまして、その中で1年目ということで、現在なかなかそこまでいっていないということで、2年目、来年度以降につきましては、これについても直接徴収を含めてやっていきたいと思っております。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

これも、私に言わせたら何もしていないということですね。この前も県と一緒に徴収をすると言った。県と一緒に案件が33件ですか。じゃ市税だけの滞納は何件ありますか。その件数を言って下さい。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

共同滞納整理事案につきましては、基本的に市県民税が対象となっていて、それについてやっているところでございます。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

聞いたことを言わんかい、聞いたことを。共同案件以外の市税だけの滞納は何件あるかと言ひよるんじやら。俺は日本語を喋りよるんやから、ちゃんと2遍も同じこと言わすんな。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

市税の滞納件数ですか。ちょっと手元に資料がございません。申し訳ございませんが、市税等の滞納件数につきましては、この前100万円以上の件数については、ご報告申し上げまして、その分については、こちらに資料がございます。

ただ市税全体の件数というのは、ちょっと分からないところでございます。100万円以上の滞納件数につきましては、この前お話申し上げましたが、100万円以上については、全体市税だけで109件でございます。国民健康保険税は73件、市税、国保税の重複件数は69件となっております。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

ただね、私もちょっと声を荒げたけど、この件数について先程言ったでしょう。日本国民として生まれた以上は、収入があれば税金を払うのが国民の義務なんですよ。国民の義務を果たして、はじめて権利の主張ができるわけですよ。今、私が聞いたんは、前回も県と一緒に共同徴収はしていますと、しかし、あえて、この本会議の中で100万円以上の金額、あなたが言ったから言うけど、この取り扱いについては、どうしますかと12月議会、委員会でも聞いていたでしょう。この部分については市税だけでしょう。要するに市税と国保税、この部分の100万円以上が109件、これも市民が知ったら、まともに払いますか。だから滞納については、いろんな滞納の形があるでしょう。

本当に払えんのか、あっても払わないのか。しかし義務ですよ、税金はね。だから12月以降、この部分については、どういう措置をしましたかと、そこを聞きよるわけですよ。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

12月以降というか、21年の滞納整理に係ります差押え件数ですが、市税に関わりましては36件、3897万1000円でございます。このうち100万円以上につきましては8件でございます。国民健康保険税につきましては、13件で917万8950円、100万円以上は1件でございます。これについては、差押えをしております、これは県税との共同徴収で、今年度に差押えをしております。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

あのね、21年度の実績ではね。12月の議会するとき、あの時点で、あえて聞いたでしょう。滞納件数、滞納額、だから議会側として、やはり税は平等に皆さんに納めてもらわないかんから、努力をして下さいよと。それに対して、市長も努力をさせますということで話をしたでしょうが。12月以降、なんか差押えか競売かしたんですか、それ以降。あれから3ヵ月経っているわけ。21年度の実績とか聞きよるわけじゃないんよ。

12月以降、納税者に対して、徴収の努力をしたのか、それを聞きよるだけ。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

12月以降に差押えは増えております。県税ともいろいろ話をしまして、実際に努力だけではなくて、具体的に差押えをして預貯金、それから不動産、それから保険等も差押えを12月以降1月にかけてやっております。それにつきましては、今、交渉中でございます、3月末を目途に実質的にお金を入れていただくようにはしておりますが、まだそれまでに至っていないものもございます。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

成果として、どういう成果が現れていますか、その成果を報告して下さい。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

12月以降、10件程度はしております。その中で、この後の不動産、預貯金の差し押さえにつきましては、最終的にまだ差押えをただけでありまして、まだ収入に入っているものはないという状態であります。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

ということは、実績はゼロということやね。要するに税金というのは、払わんで済めば誰も払わんよ。あなたたちは、やはり豊前市民、日本国民から集めた税金をいかにうまく、この豊前市で使うか、原資なんですよ原資。その原資を、あっても払わないというようなことを許してはいかんということで、合法的に徴収できるのは、あなたたちだけですよ。その努力はヒントも与えたでしょう。一時、管理職を総動員して徴収プロジェクト月間とか、いろいろやったでしょう。これは担当課長、あなたの知恵を出して議会から、またおごられるということじゃなくして、あなたの職務ですよ。だけどあなた、できんなら辞めなさい。私は税務課長をしきりませんと、それぐらいの気概を持ってやらな。

てれっと役所の椅子に座ってつもらんわけ。苦虫噛み潰したような顔をして。そこら辺ごろの、とにかく言われたらやるんじゃなくして、税務課長は徴収が仕事でしょうが。その徴収が仕事やけん、100万円以上が109件とか、ようこの場で言うたなど思う、ぬけぬけとね。やはりこの中には精査をして取れる滞納も必ずあると思います。

だから、また3ヵ月したら結果が出らんかもしれんけんが、あなたが4月以降も課長という職に付いておるならば、どういう努力をしていくか、ひとつだけお聞かせ下さい。

○副議長 中村勇希君

税務課長。

○税務課長 石橋正昭君

県税等の共同対策は、先程ふれましたので、それは継続してやっていくということではありますが、県税との協議の中では、現在の徴収体制を強化していく必要があるということで、今まで週に1回ずつ県税に来ていただきましたが、これからは2日間来て、私どもあわせまして直接徴収を含めて回っていく予定にしております。

差押えについても、今まで差押え件数というのは、そんなに多くはなかったわけですが、今後は固定資産等をもっている方については、差押えをしていくということで、今検討いたしております。そういう取り組みを重ねる中で、収納率をアップしていきたい。

同時に、滞納整理につきましては、不納欠損についてのご指摘もありましたが、今年度については、5年以上のものについては、不納欠損処理をするように、今取り計らっているところでございます。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

あのね、君が言いよることは、余所の国税のことを話してもつもらんわけよ。県税とやっていくのは当然やない。こっちが言う言葉をあんまり理解していないごとあるね。担当課長として収税の責任者として、4月以降、あなたがあの席に座ったら、ど

ういう努力をしていくかねと言ったんよ。とにかく1つだけ言うておきます。

あつて払わない人がおるんではないかなという、非常にそういう思いがありますので、やはり滞納者については、足を運ばなつまらんわけ。県税と共同で、てんくら、てんくら行ってもつまらんわけや。本当にやる気を起こして、100万円以上の中身については、あえて言いませんよ。100万円以上の滞納者が109件、ずっと累積かどうか中身は分かりませんが、払わな払わんでいいち言うたら皆払いませんよ。私も払いませんよ。

しかし、それじゃ日本という国が成り立っていかんでしょうが。豊前市という市が成り立っていかんでしょうが。収入の原資を、あなたたちしか集められんよ。我々が集めよったら泥棒とか強盗と言われる。あなたたちは合法に催促できるわけだから頑張りなさいと言ひよる。分かった。はい、もういいです。

市長、ちょっとその件について、委員会でも言いましたが、やはり納税というのは日本国民の義務ですよ。その中で、先程、件数も言いましたが100万円以上が109件、これは普通だったら私は異常と思うし、それに対して徴収の努力というのは、市政を預る市長として、やはり原課に命令をしたり、副市長等を筆頭にしてプロジェクトをつくったりして、やはり努力をしなければいけないと思いますが、どう思いますか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

きちっとしていきます。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

きちっとして行って下さい。最後に、もう1つ、これも榎本議員が、ちょっとお話をしたんですが、水道料金について、市長、小石原工業団地は45円ですよ。1m³当たりの工業用水ね。普通の昔からある、これは工場用用水と言うんですか、工場用用水は100m³までが2万5900円、これは基本はここなんです。仮にそこの事務所が1m³使ったら2万5100円の水を飲まないかんわけですよ。この差は非常に大きいんですよ。

そして100m³を超えた部分については290円。これは私もはっきりとは分かりませんが、まだ水道事業が事を起こしたときに、普及するために一般家庭には安く、工場用には余った水を送るために、この差を付けていると思うんですよ。しかし、今の時代となつては、今まで一般質問に何人かの人も言いましたが、やはり余った水を捨てるわけにいきませんので、この格差というのは非常にやはり大きいと思います。

同じ水、水には色は付いていないんですよ。捨てるぐらいなら工場用水の水を下げて企業に使ってもらおうという手もあると思いますが、市長、どう思いますか。

○副議長 中村勇希君

釜井市長。

○市長 釜井健介君

これは水道料金の値上げのときに、今から13年前、2回値上げしました。そのときに一般家庭と工業用水、東部工業団地じゃなくて既存のですよ。そういうことは値上げのときにしましたんで、担当課長から、現状をちょっと言わせて下さい。

○副議長 中村勇希君

上下水道課長。

○上下水道課長 谷内英仁君

只今の件でございますが、現在、東部工業団地につきましては、工業用水ということで、1 m³あたり45円で販売しております。また、水道事業につきましては、工場用水という名前で1 m³あたり290円で販売しております。この格差につきましては、ご指摘のとおり昔からあるお客様につきましては290円、工業用水ということで45円になっていますのは、根本的には塩素消毒をした飲める水を工場用に販売するというので、まず生活用水を低廉に抑えるという水道の考え方から発生した格差でございます。

ただ、ご質問の水道水の有効利用についてですが、伊良原ダムの平成29年度完成に伴う平成30年度からの受水が開始いたしますと、豊前市では、現在ご利用のお客様だけでは、当該年度では自己水源に余裕が発生すると予測されております。

従いまして、そのため、伊良原ダムの受水が始まった場合に対応できるよう、方策につきまして、将来の余裕水の新たな大口の販売路を模索、検討してまいります。

現実には、現在、水道水として、ご利用になっていないお客様の大口の分について、今アタックしてきているところでございます。

○副議長 中村勇希君

磯永議員。

○10番 磯永優二君

工場用水1 m³290円じゃない。市長、仮に10 m³しか使わんやったら2500円の水ですよ、これ。だから今、豊前市の中で一番需要があるのは電力だと思うんですよ。

電力が高いから自前で海水を淡水にする機械まで導入しとるですよ。これがずっと安くなったら、本当に大口の需要も増えるんじゃないかなと思うし、水に色は付いていない。これは工業用水と工場用水は違うわけよね。消毒しとるか、してないかですね。

しかし水に色は付いてないんですよ。有効にやはり売るには、今からやはり方策も考えて、これは多分、水が一般家庭に行き渡らなかつたら悪いということで、この格差を付けたときに、ずっと条例が生きとると思うんですよ。まさしく、今改正するときに来ているんじゃないかと思しますので、即答はいりませんが、市長、原課に勉強させて、そこら辺の矛盾を解くように努力して下さい。お願いします。以上、終わります。

○副議長 中村勇希君

これをもって豊友会の質問を終わります。

以上で、今定例会の一般質問を終わります。

次に、日程第2 議案第1号から議案第41号までを一括議題とし、議案に対する質疑に入ります。今回、質疑の通告がありますので発言を許可します。自席で。

なお質疑にあたっては、自己の意見は述べられないこと、また時間は10分間、回数は3回を超えることができないので申し添えておきます。

では、榎本議員、どうぞ。

○4番 榎本義憲君

では、質疑の通告に基づきまして、お尋ねをいたします。

議案第19号 指定管理者の指定で、豊前市観光情報センターを、今度、指定管理者として委託をする予定ですが、この指定管理者の選定方法、そして委託料、それまでの利用人数、また利用目的をお知らせ下さい。

続きまして、議案第26号 平成21年度一般会計補正予算で、赤熊南地区の保留地に購入費を計上していますが、ヘーベ一単価いくらで購入し、何区画を市として買い取るのか教えて下さい。

議案第31号 平成22年度一般会計予算のうち、豊前市定住促進補助金は、どのような目的で、どのような対象者に行うのか教えて下さい。

次に、公共下水道事業補助金は、本年度3億300万円程度計上しておりますけれども、この補助金は何時まで続くのか教えて下さい。

次に、薬師寺宅地造成事業を計画されておりますけれども、この売却予定価格は、ヘーベ一単価いくらでしょうか。また、売却に当たって、何か補助金等考えておられるのか、お聞かせ下さい。以上です。

○副議長 中村勇希君

まちづくり課長。

○まちづくり課長 福丸和弘君

議案第19号の指定管理者の観光情報センターの目的といたしましては、市内及び周辺市町村の観光に関する情報の把握に努め、観光情報の発信を行うものでございます。

利用者数につきましては、観光情報コーナーには、常勤の人員がいないため、はっきりと把握できていない状況ですが、年6回程度行っています物産の販売会には、約2000人の来客があります。

それから、委託料につきましては、市は支出しておりません。それから、指定管理者の選定方法につきましては、観光情報センターを設定した当時の運営に関する基本計画の中で、管理運営につきましては、当時、語らいの館の管理委託をしていた豊前温泉天狗の湯運営組合に委託し、観光情報センターの運営に必要な経費は、豊前温泉天狗の湯運営組合の予算内で行うものとされており、現在は、指定管理者が代わっておりますが、管理運営

上からも語らいの館と同じ指定管理者が、管理運営するのが最も適当であり、指定管理者として選定しております。以上です。

○副議長 中村勇希君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

それでは、私のほうから議案第26号 赤熊南区画整理事業保留地購入費について、ご説明申し上げます。これは、赤熊南区画整理事業により創設した保留地を、これは市の財務課のほうですが、普通財産として移管するための用地費でございます。

面積は6411.33㎡で、ヘーバー単価は3万2654円になります。区画数は14区画でございます。

次に、豊前市定住促進補助金です。これは、豊前市の少子化人口増対策の一環といたしまして、赤熊南区画整理事業内の市が保有する土地を購入する者に対し、支援策として新たに補助金制度を創設するものであります。内容は、補助対象者につきましては、18歳以下の扶養している子どもの人数において、1人に付き180万円、2人目が230万円、3人目が280万円でございます。また、市内業者による住宅を建設した場合は、更に20万円を加算すると、最高300万円の内容でございます。

次に、公共下水道事業補助金は、何時まで続くのかということですが、これにつきましては、公共下水道事業にかかる市債の償還である元利償還金につきましては、2分の1が一般会計の普通交付税に算入されますことから、借入れが続くということになります。借入れが30年ですので、その間続く。また繰出し基準に基づきまして、公費負担分の措置額を繰り入れなければいけないとなっております。

次に、議案第31号の薬師寺宅地造成事業でございますが、これは、区画数18区画で販売価格は、まだ未定でございます。これについては、最終的に価格決定を審議会等に図りまして、その中で価格決定を鑑定評価等に基づいて、ご審議を頂こうと考えています。

それと、今回のような補助制度はないかということですが、当初においては、現在、検討しておりません。以上です。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

2回目の質問でありますけれども、赤熊南地区の区画整理での議会の答弁で、11区画が3月末で残るというお話を聞いておりますが、先程のお話では14区画ということで、当初のまちづくり課長の答弁と、3区画ぐらい売却見込みが少ないような気がしますが、どのようになったのか。或いは、入居者と言いますか、前に土地を買われた方に対する助成はないのか。その点について教えて下さい。

○副議長 中村勇希君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

私ども引継ぎの中で聞いておりますのは、当初、11区画と議会で報告したようですが、今回の買取については14区画でございます。3区画誤差が出ておりますが、これについては、仮契約に資金繰りの関係で、今年度払い込みができないということで、仮契約でございまして、来年度以降に入ってくるということで、その分をとりあえず市の方で買い取らないといけないということでの誤差というふうに考えています。

それと補助交付基準については、7月1日以降に土地を購入して家を建てた者というふうになっておりますので、従前の方については、補助対象にはならないと考えています。以上です。

○副議長 中村勇希君

榎本議員。

○4番 榎本義憲君

ということは、仮契約で土地を購入予定者の方は該当しなくなるのでしょうか。そして、また、議会の答弁で3区画ぐらい減少している、売却予定が減った、お金の資金繰りができなかったというお話ですが、どのような売却努力をされたのか、その点について教えて下さい。

○副議長 中村勇希君

まちづくり課長。

○まちづくり課長 福丸和弘君

12月議会で申しました3区画は、3月末までに売れる見込みで、今度、仮契約になる予定でございますが、まだ今財務課長が言ったように、資金繰りの関係で来年以降になるということでございます。

それから、努力と言いますか、これはホームページ、それから、中津のタウン誌スマイルですか、ああいうタウン誌等を通じて、それからカラス天狗祭ですね、ああいう際にもパンフレットを配ったりして広報を行っております。

○副議長 中村勇希君

答弁漏れ。後3件については、どれがあるのかということです。財務課長。

○財務課長 池田直明君

今回の件については、今年度中の購入については、補助対象にならないと考えています。

○副議長 中村勇希君

だから、その3件は補助対象になるのかということです。財務課長。

○財務課長 池田直明君

補助対象になりません。

○副議長 中村勇希君

以上で質疑を終わります。

只今、議題となっております各議案につきましては、お手元配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第3 意見書案第1号及び第2号を議題といたします。

最初に、意見書案第1号について、渡邊一議員より提案理由の説明をお願いいたします。

○11番 渡邊 一君

皆さんをお願いいたします。日本の明日に関する意見書案でございます。

只今、マスコミ等で報道される所を見ますと、永住外国人への地方参政権付与の法制化を、現内閣は準備しているという報道がございました。最近の報道では、どうも政府案として、政府提案とするにはそぐわないということのようですが、後は議員提案ということになるのか、これは沈んでしまうのか、よく分かりませんが、まだ消えてしまったわけではないと思いますので、私は、明日の日本のために、この法制化に断固反対する意見書案を、ここで提出いたします。

なお、聞くところによりますと、小沢一郎幹事長あたりは、今年の正月の賀詞交換会や何かで、ある団体に行きまして、選挙では大変お世話になりました。昨年の選挙でお世話になりました。これは私どもの公約ですから絶対成立いたします、というような発言をなさっているやに聞いております。選挙目当てで、こういうことを、もし法制化されたら大変なことになります。私は反対の理由として、まず憲法にしっかり記載されている日本国憲法第15条第1項、それから第93条第2項で、はっきり参政権は日本人だけだというふうにうたわれております。

これがもし法制化ができたとする、日本人と法制化され付与された余所の国家の方との間に、民族間の対立を招きかねないと思います。それが一番心配です。

仲良く日本に住んでいらっしゃるのですから、生活を共にして、友好を進めるのは当然のことですが、例えば国境の問題等いろいろあり、意見が割れたときに、民族同士の争いに国内でしなければならないことを一番心配いたしますので、この意見書案を提出した次第です。どうぞご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。以上。

○副議長 中村勇希君

次に、意見書案第2号について、鎌田晃二議員より提案理由の説明を求めます。

○2番 鎌田晃二君

今や国民は政治と金の問題には、もううんざりしております。秘書のせいにはできないよう、政治資金規正法の制裁の強化を求める意見書を提出させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長 中村勇希君

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終わります。

只今議題となっております意見書案第1号及び第2号につきましては、ともに総務委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。よって、これにて本日は散会といたします。皆さんお疲れ様でした。

散会 16時18分